

# JASME

Japan Finance Corporation  
for Small and Medium Enterprise

## 2008

ディスクロージャー誌

# 中小企業金融公庫(略称/中小公庫)サマリー

(平成20年3月31日現在)

## 設立

昭和28年8月20日中小企業金融公庫法(昭和28年8月1日法律第138号)により設立

## 目的

- 中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金について、一般の金融機関が供給することを困難とするものの供給を自ら行い、又は一般の金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証等を行うこと
- 中小企業者に対する貸付けに係る債務の保証等についての保険及び信用保証協会に対する資金の貸付けを行うこと

## 総裁

安居 祥策(やすい しょうさく)  
(平成19年1月12日就任)

## 業務の範囲

融資業務  
証券化支援業務(平成16年7月1日業務開始)  
信用保険業務(平成16年7月1日業務承継)

## 資本金

1兆5,263億6,410万円  
(内訳)融資業務…………… 4,734億3,500万円  
証券化支援業務…………… 409億7,600万円  
信用保険業務…………… 1兆119億5,310万円

## 貸付残高・保険引受残高等

融資業務…………… 5兆8,143億円(貸付残高)  
証券化支援業務  
買取型<sup>(注1)</sup>…………… 58億円(信託受益権等保有残高)<sup>(注2)</sup>  
保証型<sup>(注3)</sup>…………… 189億円(保証債務残高)

## 信用保険業務

中小企業信用保険…………… 29兆7,397億円(保険引受残高)  
信用保証協会貸付…………… 4,622億円(貸付残高)  
破綻金融機関等関連特別保険等…………… 4億円(保険引受残高)  
機械類信用保険<sup>(注4)</sup>…………… 7,512億円(保険引受残高)

## 店舗

全国61営業部店

## 職員数

2,074人(平成20年度予算定員)

## 代理店数

510代理店<sup>(注5)</sup>

(注1) 買取型とは、中小公庫法第19条第1項第3号・第6号・第7号に定める業務をいいます。  
(注2) 信託受益権等保有残高は、証券化支援業務・買取型における信託受益権・資産担保証券のうち、中小公庫が取得した劣後部分などです。  
(注3) 保証型とは、中小公庫法第19条第1項第4号・第5号に定める業務をいいます。  
(注4) 機械類信用保険は、平成15年度より新規の引受けを停止しています。  
(注5) 代理店数は、融資業務において代理貸付を委託している代理店の数です。都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合など、ほとんどの民間金融機関は中小公庫の代理店です。

## 〈業務実績〉

### 融資業務

(単位：億円)

科目	平成18年度	平成19年度
貸付額	10,289	9,537
直接貸付	10,208	9,474
うち証券化・自己型 <sup>(注)</sup>	(94)	(391)
代理貸付	47	32
設備貸与・投育貸付	35	31
貸付残高	64,556	58,143
直接貸付	62,986	56,898
代理貸付	1,400	1,099
設備貸与・投育貸付	170	146

(注)証券化・自己型とは、中小公庫法第19条第1項第1号・第2号により、中小公庫自らが貸付けた債権または取得した社債を証券化する業務をいいます。なお、証券化・自己型にかかる貸付額及び貸付残高については、現状有姿交付を受けたものを含まず。

### 証券化支援業務

(単位：億円)

科目	平成18年度	平成19年度
貸付債権元本総額		
買取型	388	418
保証型	112	31
信託受益権等保有残高、保証債務残高		
買取型(信託受益権等保有残高)	36	58
保証型(保証債務残高)	342	189

### 信用保険業務

(単位：億円)

科目	平成18年度	平成19年度
保険引受額・貸付額		
中小企業信用保険	134,440	128,654
信用保証協会貸付	4,630	4,622
破綻金融機関等関連特別保険等	—	1
保険引受残高・貸付残高		
中小企業信用保険	295,501	297,397
信用保証協会貸付	4,630	4,622
破綻金融機関等関連特別保険等	11	4
機械類信用保険 <sup>(注)</sup>	16,588	7,512

(注)機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

# CONTENTS

中小公庫サマリー	1
理 念	3
<b>中小公庫の概要</b>	
総裁メッセージ	5
中小公庫の「経営改革」について	9
経営施策の実行	10
平成20年度業務運営方針	12
日本政策金融公庫への移行について	13
中小公庫のプロフィール	17
<b>中小公庫の役割と特色</b>	
融資業務	25
証券化支援業務	37
信用保険業務	39
コンサルティング	43
国際化への対応	47
総合研究所	51
刊行物	55
<b>適切な業務運営の仕組み(ガバナンス)</b>	
外部有識者の意見を反映	57
内部管理体制	59
情報の公開	67
<b>業務のご案内</b>	
融資業務	69
証券化支援業務	75
信用保険業務	77
<b>資料編</b>	
総括	81
融資業務	88
証券化支援業務	98
信用保険業務	103
行政コスト計算財務書類	114
参考情報	139
政策評価	146
中小企業金融公庫法	150
株式会社日本政策金融公庫法等の概要	153
<b>組織・沿革</b>	
組織	157
営業店舗一覧	159
中小公庫のあゆみ	161

1. 本誌は、ディスクロージャー資料(業務及び財務の状況に関する説明資料)です。
2. 本誌を含む中小公庫の情報は、ホームページ(<http://www.jasme.go.jp/>)でもご覧いただけます。
3. 本誌の計数については、単位未満四捨五入としており、各欄の合計値と表示合計が一致しない場合があります。また、単位に満たない場合は「0」、該当計数のない場合は「-」と表示しています。

# 理 念

中小企業金融公庫は、  
政策金融機関として、  
わが国経済の活力の源泉であり  
地域経済を支える中小企業に対し、  
民間金融機関、地域の諸機関と連携し、  
多様な手法により事業資金の円滑な供給を行うとともに  
コンサルティング機能を発揮することにより、  
その成長発展を支援することを使命とする。

Japan Finance Corporation for  
Small and Medium Enterprise

## 中小公庫の概要

総裁メッセージ	5
中小公庫の「経営改革」について	9
経営施策の実行	10
平成20年度業務運営方針	12
日本政策金融公庫への移行について	13
中小公庫のプロフィール	17
業務内容／勘定区分・資金管理／資金調達	
融資業務の状況	20
貸付残高／貸付額／ 中小企業向け貸付残高に占める中小公庫の割合／ 特別・一般貸付額等の内訳／設備・運転資金別の貸付額／ 業種別・地域別の貸付残高／貸付金額別の貸付割合／ 貸付期間別の貸付割合	
証券化支援業務の状況	22
証券化支援業務・買取型による中小企業への資金供給／ 証券化支援業務・保証型による中小企業への資金供給	
信用保険業務の状況	23
中小企業信用保険 保険引受残高／ 中小企業信用保険 担保有無別保険引受額及び保険引受残高	



## 中小企業を取り巻く経営環境

日本における中小企業は、全企業数の99%、従業員の約70%を占めています。この雇用の7割というのが重要で、まさに、中小企業はわが国経済の活力の源泉であると言えます。その中小企業の景況感は、バブル景気崩壊以降、「失われた15年」と言われてきた状況は改善していますが、大企業・中小企業に関係なく、地域格差の問題と、勝ち組・負け組という問題があり、特に最近では、原材料価格の高騰の影響など、収益環境が大変厳しくなっています。昔の護送船団方式のように規制に守られていた時代が終わり、競争原理が導入されると誰かが勝つのは当たり前で、「結果の平等」の時代にはもう戻ることはないと思います。つまり、経営者は土俵が変わったということを認識した上で、今後は変化に対応した経営を行っていく必要があります。

## 中小公庫の3つの業務

中小公庫は、昭和28年8月に中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。設立以来、中小企業専門の政策金融機関として、民間金融機関を補完し、中小企業の皆様の行う事業の振興に必要な資金の供給に努めてきました。さらに、平成16年の中小公庫法の改正により、同年7月から、従来の融資業務に証券化支援業務、信用保険業務が加わり、3業務体制となっています。

### 融資業務① (長期資金専門、民業補完)

中小公庫の融資の特徴としては、民間金融機関での融資が難しい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約6割が期間5年超の長期資金となっていることがあげられます。また、景気などの影響から融資姿

## 経営改革により、中小企業の皆様によりよいサービスを提供できる万全の体制を整備します。

勢の変動を余儀なくされる民間金融機関を補完する役割を果たしています。つまり、中小公庫の融資の伸びは、景気の悪い時に高く、良い時には低くなっています。

中小公庫では、補完金融機関として積極的に民間金融機関との連携を進めており、地方銀行・第二地方銀行については全行と、地域金融機関全体でも8割を超える465行と既に協調融資などの具体的な連携を行っています。

### 融資業務② (政策性の高い特別貸付への取組み)

中小公庫では、国の施策に基づく政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでおり、ベンチャー、事業再生、セーフティーネットなどの分野や、ものづくり基盤技術の高度化、地域資源の活用促進など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金供給による政策誘導を行っています。一例をあげると、ベンチャー企業などへの新事業融資は、今年5月に累計3,000社を突破しました。また、平成20年度に入り、企業立地関連の特別貸付の取扱いを開始しているほか、いわゆる資本金劣後ローン制度の取扱いなども開始し、政策性の発揮に努めています。

### 融資業務③ (コンサルティング機能の発揮)

中小公庫では、「目利き能力」を活かしたコンサルティングにも取り組んでいます。設立以来50余年にわたり蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約5万社の取引先データベースも活用し、中小企業の皆様が発展していくために必要な情報の提供や経

営に関するアドバイスを継続的に行っています。

融資と一体となったコンサルティング機能の発揮により、中小公庫との取引を経て株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の6分の1にあたる約600社となっており、この中には京セラ株式会社など国際的にも有力な企業となったケースも少なくありません。

### 証券化支援業務

証券化支援業務とは、証券化の手法を活用して民間金融機関による無担保資金の供給を支援するものです。例えば、地域金融機関単独では中小企業者向けの無担保貸付債権を証券化しようと思っても、金額がまとまらない場合があります。そうした際に、中小公庫がコーディネイト役として中に入り、複数の金融機関の債権を一括して買い取って証券化を行うものです。平成16年7月に制度を開始して以来、平成20年3月末までに公庫の証券化スキームに参加された金融機関は全国で延べ156機関、中小企業への無担保資金供給実績は累計3千億円を突破しました。平成19年2月には、ローン債権をオフバランス化せずに証券化を行う、国内初の「複数金融機関参加型シンセティックCLO」に取り組んだほか、平成20年8月からは「売掛金債権証券化等」の取組みを開始するなど、新たなスキーム開発にも努めています。

### 信用保険業務

信用保険業務とは、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆様が民間金融機関から借入や社債により資金調達を行う際に、各地の信用保証協会が行う債務の保証(信用保証)について中小公庫が保険を行うものです。このような保証と保険の仕組みをあわ

# 中小企業の成長発展をサポートする中小公庫の役割は これからも変わりません。

せて信用補完制度と呼んでいます。この信用補完制度は、中小企業者の約4割にあたる157万社に利用されている重要な中小企業金融政策となっています。また、従来は信用保証協会が行う保証割合は原則100%となっていました。平成19年10月には、民間金融機関も2割のリスクを負うという責任共有制度を導入するなど、持続可能な信用補完制度の確立に向けて、制度の見直しに取り組んでいます。

## 経営改革への取組み

中小公庫は、平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫(以下、「政策公庫」という。)となりますが、移行にあたり、権限と責任の明確化により強固なガバナンスを確立し、中小企業の皆様を支援する機能をより一層発揮するため、「経営改革」を実施します。

今後目指すべき方向として平成20年4月に定めた7つの「経営方針」(P9参照)の下、経営施策を策定し、これを着実に実行するため、組織・業務のあり方から教育・人事に至るまで抜本的な改革を進め、新公庫への移行までに、中小企業の皆様によりよいサービスを提供できる万全の体制を整備します。

## 7つの経営方針

経営方針の1つ目は、「政策金融機関として、長期安定資金の供給等、中小企業のニーズにきめ細かく対応した高度なサービスを提供する」、つまり、政策金融機関として、中小公庫に与えられた中小企業

支援のための金融施策を、今後もしっかり実行していきます。

2つ目は、融資及び証券化支援業務について、事業を低コストかつ安定的に行い、中長期的に収支のバランスの取れた業務運営が実施できるよう業務を効率化します。

3つ目は、信用保険事業について、リスク共有制度の状況を見守りつつ、引き続き持続可能な信用補完制度の確立に向けて、制度の見直しに取り組んでいきます。

4つ目は、民間出身者としての目線から、経営の透明性を高めるため責任と権限を明確化したうえで、本部、融資業務、信用保険業務にそれぞれ設置するプロジェクト・チームを中心にBPR(Business Process Re-engineering)により業務の合理化に取り組んでいきます。

5つ目は、やはりお客さまが満足していただけるということが基本だと思いますので、CS(Customer Satisfaction)活動を強化していきます。

6つ目は、お客様に対して、単に資金の相談だけでなく、的確な経営アドバイスができるように、できるだけ専門性を持った人材を増やすべく、教育を重視していきます。

最後の7つ目は、女性がより活躍できる公庫にします。女性が高度な業務を担えるよう育成するとともに、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮できる組織づくりを目指します。



## 平成20年10月、政策公庫へ

平成19年5月18日に「株式会社日本政策金融公庫法」が成立し、本年10月より中小公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）と統合します。統合にあたって、まずお伝えしたいことは、各機関の一切の権利義務は新公庫が承継するということです。つまり、現在融資等をご利用されているかたの利益が不当に損なわれるようなことはありません。

また、新公庫は、株式会社なので会社法に基づく経営になりますが、法律が別に定められており、民営化される株式会社ではありません。政府が決めた各種施策をしっかりと実施していくため、株式の全額政府保有や予算の国会議決等、政府の強い関与が残ることとなっています。つまり、国の政策を実施する政策金融機関として、明確に位置付けられているということです。

私ども中小公庫の業務に関しては、融資業務について、民業補完の観点から単なる量的補完としての一般貸付の取扱いは終了しますが、特別貸付に特化し、重要な施策の目的に沿った事業に必要な設備資金・長期運転資金の貸付を引き続き実施していきます。また、信用保険業務と証券化支援業務もあわせ「3業務体制」は、そのまま新公庫に引き継がれることとなっています。

いずれにしても、統合後の政策公庫においても、中小公庫が担ってきた中小企業の皆様を育成・支援するという機能は決して変わることはありません。加え

て、プラスの面として、店舗網が増えることに対応するためのテレビ電話等を活用した相談体制の充実や従来の機関の垣根を超えた農商工連携等のマッチング、さらには国際協力銀行が持つ海外投資情報等の活用など、4機関統合による利便性の向上をお客さまに感じていただけるよう、努力して参ります。

## これからもお客さまの信頼に しっかり応えます

昨年1月の就任以来、全国59ヶ所の店舗の半数以上を訪問し、多くの中小企業経営者の方々にお会いしました。そこで感じたのは、中小公庫に対する信頼感・親近感が非常に高いということです。これは、やはり昭和28年に設立以来、金融危機の際の対応などを始め、役職員みんなが一所懸命やってきた成果だと思えます。政策公庫への移行を控え、「今後も従来のように融資を受けられるのか」といったご心配の声も聞かれますが、設立以来の中小企業の皆様の成長発展をサポートするという中小公庫の役割は政策公庫においても変わりません。今後も中小企業の皆様の信頼に、しっかりと応えて参る所存です。

10月以降も、何かのご縁で、統合後の政策公庫のトップを務めさせていただくことになりそうです。引き続き、よろしく申し上げます。

平成20年8月

総裁 安居 祥 栄

# 中小公庫の「経営改革」について

中小企業金融公庫は、平成20年10月の株式会社日本政策金融公庫への移行にあたり、権限と責任の明確化により強固なガバナンスを確立し、中小企業の皆様を支援する機能をより一層発揮するため、「経営改革」を実施します。

今後目指すべき方向として定めた「経営方針」の下、経営施策を策定し、これを着実に実行するため、組織・業務のあり方から教育・人事に至るまで抜本的な改革を進め、新公庫への移行までに、中小企業の皆様によりよいサービスを提供できる万全の体制を整備します。

## 経営方針

総裁 安居 祥策

- 1 政策金融機関として、長期安定資金の供給等、中小企業のニーズにきめ細かく対応した高度なサービスを提供する。
- 2 利差補給等政策コストに見合う政府からの支援を前提に、融資及び証券化支援事業を低コストかつ安定的に行い、中長期的に、収支相償を基本とした業務運営を実施できるよう業務を効率化する。
- 3 信用保険事業について、収支の面からも19年10月からのリスク共有制度の状況を見守ると共に、関係機関に対して収支の改善をはたらきかける。
- 4 責任の明確化と経営の透明性をあげるため、組織や権限・責任規程を見直すと共に、BPRによる業務の合理化を図る。
- 5 顧客とのより良い関係を築くため、CS活動を強化する。
- 6 事業の性格を勘案し中小企業診断士等の資格取得を推奨すると共に従業員の質を向上させるため、教育を重視する。
- 7 女性がより活躍できる公庫にする。

## 1. 融資・証券化支援業務の経営施策の実行

### I. お客様にご満足いただけるサービスを提供していきます

- ◆ お客様の公庫に対する評価を、融資制度、融資手続及び職員の対応・スキルの3つについて顧客満足度(CS)の観点から客観的に計測し、これに基づき継続的に改善・改革を実施することにより、お客様にご満足いただけるサービスを提供していきます。
- ◆ 地域経済や地域特性及び業界の状況を踏まえ、中小企業の皆様の政策ニーズをきめ細かく汲み上げて、中小企業の皆様にとって利用しやすい特別貸付の創設や制度の改善を政府に提案していきます。

### II. 中小企業の皆様に政策資金を適切に供給していきます

- ◆ 公庫は、新公庫への移行を機に政策金融に特化し、事業資金の円滑な供給を通じて中小企業の皆様の成長発展を支援することが一層求められています。
- ◆ 金融環境の変化や民業補完に徹した結果、融資残高は減少してきましたが、政策金融の機能を十分に発揮していくために必要な残高は維持し、中小企業の皆様の資金ニーズにきめ細かく対応していきます。
- ◆ 営業態勢を見直し、中小企業の皆様への訪問時間を倍増します。具体的には融資案件の決裁を「営業部門」と「審査部門」の2ラインに区分し、「営業部門」が中小企業の皆様からの相談対応に集中できる体制を整備します。

### III. 政策機能を発揮した上で資産の健全化を図ります

- ◆ 公庫は、政策目的を果たすため一定のリスクをとることは必要ですが、信用コストの上昇は、貸付金利の上昇や将来的な財政負担の増加を招く可能性があります。
- ◆ 適切な審査を行うとともに融資後の経営改善支援を実施し、信用コストを抑制して中小企業や国民の皆様からの理解が得られるよう、資産の健全化を図ります。
- ◆ 全国4カ所に審査を集中的に行う審査室を配置して、審査態勢を整備します。

### IV. 業務を効率化します

- ◆ 業務を効率的かつ効果的に運営するため、組織を「営業」「審査」「保険」「企画・管理」の4部門に再編し、ライン・スタッフ機能と職務権限・責任を明確化します。
- ◆ 業務の廃止・削減、業務プロセスの標準化・効率化及び組織のフラット化を推進し、効率的な運営を行います。

## 2. 信用保険業務の経営施策の実行

### I. 信用補完制度の持続可能な制度運営に向けて、運用改善・制度改善及び信用保証協会等との連携強化への積極的な取り組みを行います

- ◆ 制度実施状況の的確な把握・評価を行います。
- ◆ 運用改善及び制度改善に取り組みます。
- ◆ 保証協会等との連携業務を強化します。

### II. BPR推進やシステム見直しにより、信用保険業務の効率化や質の向上を図ります

- ◆ BPRを推進します。
- ◆ 信用保険システムを効率的に開発し、円滑に運用します。

### III. 効率的な業務執行体制を整備し、人材育成の強化を図ります

- ◆ 業務を効率的かつ効果的に運営するため、組織を「営業」「審査」「保険」「企画・管理」の4部門に再編し、ライン・スタッフ機能と職務権限・責任を明確化します。
- ◆ 効率的な業務執行体制を整備します。
- ◆ 信用保険業務の充実を担う人材を育成します。

## 3. 多様な人材を育成し活用するための教育体制・人事制度改革

### 教育体制や人事ローテーションを見直します

- ◆ 新人教育を重視し、集中的な基礎教育を行います。
- ◆ 専門性の高い職員を育成し、お客様へのサービスの高度化を図ります。
- ◆ 人事ローテーションを見直し、長期化することで、従来以上にお客様のニーズに対応できる態勢を構築します。

### 人事給与制度を見直し、目標管理制度の充実を図ります

- ◆ 人事給与制度を見直し、職員の能力発揮、チャレンジ精神の醸成を図ります。

### 女性がより活躍できる職場をつくります

- ◆ 女性職員が意欲を持って能力を発揮できるよう、「機会の拡大」「仕事と家庭責任との両立支援」「組織風土の改善」などに着目した施策を整備し、働きやすい環境・風土を醸成します。

# 平成20年度業務運営方針

平成20年度は、株式会社日本政策金融公庫への円滑な移行に向け経営改革に着手し、「政策性の発揮」と「経営施策の実行」に取り組むとともに、そのための「体制の整備」を行っていきます。

## 1 政策性の発揮

### (1) 融資業務

民業補完の役割を果たしながら、政策目的に応じて中小企業の皆様に安定した長期資金を供給し、地域経済の活性化に努めていきます。中でも、新たな試みに挑戦する、地域資源を活用する、再生を図るなど様々な課題に取り組む中小企業の皆様に、地域諸機関との連携のもと、必要な資金を円滑に供給していきます。

### (2) 証券化支援業務

中小企業の皆様の資金調達が多様化を図り、民間金融機関等から無担保資金の融資を円滑に受けることができるよう、証券化手法を活用した資本市場へのアクセス支援の取組みを一層推進していきます。

### (3) 信用保険業務

利用者の利便性向上を図るため、制度改善に取り組むとともに、信用保証協会をはじめ関係機関との連携を強化していきます。

### (2) 信用保険業務

信用補完制度の持続可能な制度運営を行っていくため、3つの経営施策を着実に実行していきます。

- I. 運用面の改善や制度改善及び信用保証協会等との連携強化への積極的な取組みを行います
- II. BPR推進やシステム見直しにより、信用保険業務の効率化や質の向上を図ります
- III. 効率的な業務執行体制を整備し、人材育成の強化を図ります

## 3 体制の整備

組織や業務の改革、教育体制や人事制度の改革を実施し、経営施策を実行することにより、政策性を十分に発揮し、中小企業の皆様によりよいサービスを提供できる体制を整備します。

## 2 経営施策の実行

### (1) 融資・証券化支援業務

政策金融の機能を十分に発揮するため、4つの経営施策を着実に実行していきます。

- I. お客様にご満足いただけるサービスを提供していきます
- II. 中小企業の皆様に政策資金を適切に供給していきます
- III. 政策機能を発揮した上で資産の健全化を図ります
- IV. 業務を効率化します

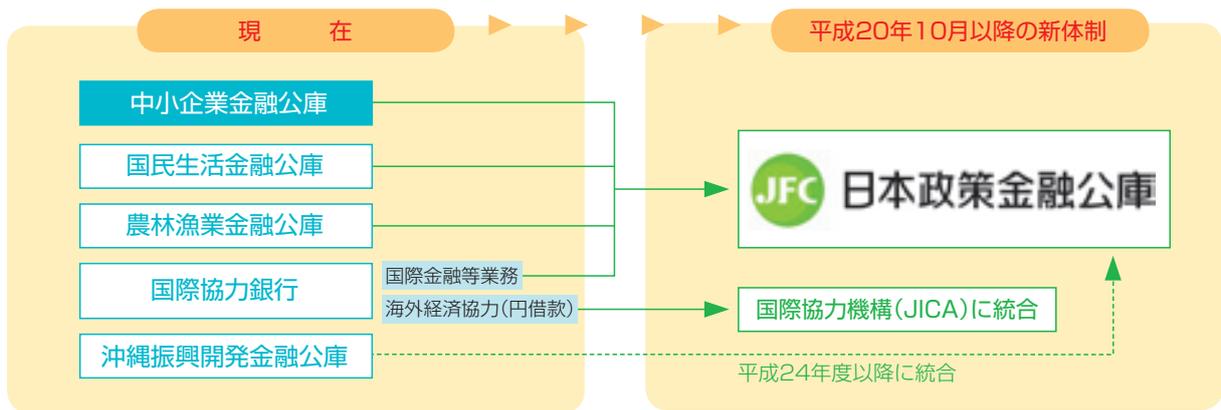


# 日本政策金融公庫への移行について

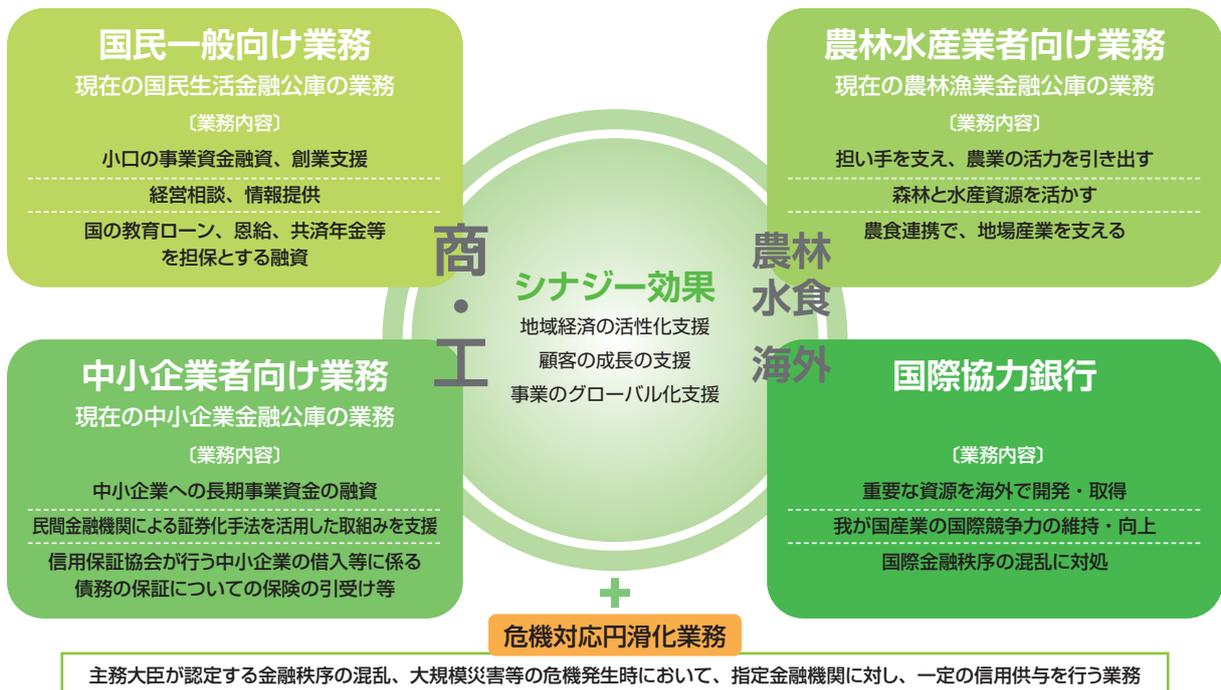
## 平成20年10月に株式会社日本政策金融公庫へ移行します。 融資・証券化支援・信用保険の3つの業務は 新公庫へ引き継がれます。

中小公庫を含む政策金融8機関の改革については、経済財政諮問会議等で審議が重ねられ、平成17年12月24日、「行政改革の重要方針」において、政策金融の抜本的改革と平成20年度からの新体制への移行が閣議決定されました。これを受けて、平成18年5月26日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(略称:「行政改革推進法」)」が成立し、中小公庫は国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行(国際金融等業務)とともに、平成20年度において設立される新政策金融機関に統合することとなりました。そして、平成19年5月18日に「株式会社日本政策金融公庫法」が成立し、平成20年10月1日に、中小公庫は株式会社日本政策金融公庫(以下、「政策公庫」という。)に移行します。

### 日本政策金融公庫への移行のイメージ



### 日本政策金融公庫の主な業務



## 株式会社日本政策金融公庫の概要

### 中小公庫の業務の承継

中小公庫の業務は、移行後も「融資業務」「証券化支援業務」「信用保険業務」の3本柱で取り組みます。

- ◆ 融資業務は長期資金の安定供給により民間金融を補完します。
- ◆ 証券化支援業務は証券化の手法を活用し、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給を積極的に支援していきます。
- ◆ 信用保険業務は信用保証制度と一体となり、中小企業の皆様の事業資金の円滑な調達を支えます。

### 各機関の権利義務の承継

移行後は、各機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務））の一切の権利義務は新公庫が承継しますので、各機関のご融資等を利用されているかた及び各機関が発行した債券を所有されているかたの利益が不当に損なわれることはありません。

### 公共性の高い株式会社

- 政府が株式を常時全額保有し、予算の国会議決や決算の国会提出が必要であるなど、国の関与のもと政策金融を的確に実施します。
- 株式会社の形態をとり、透明性の高い効率的な事業運営を行います。

### 専門性の維持・強化

政策に精通した専門人材による融資の審査・実行について、幅広く対応できる体制を強化するとともに、職員の配置及び育成などの面で工夫を行い、専門性の維持・強化を図ります。

### 利用者の皆様の利便性の向上

- 各機関のノウハウの共有等により、政策金融手法の高度化といった共通の課題について連携した取り組みを行います。また、経営コンサルティング、ビジネスマッチングなど、従来の垣根を越えた幅広いサービスの提供に努めます。
- 国内金融業務について、主要な支店において新公庫のすべての金融サービスを提供し、また、全支店においてすべての分野の融資制度に関する情報提供体制を整備します。

## 【株式会社日本政策金融公庫の経営理念】

### 基本理念

#### 政策金融を的確に実施します。

国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施します。

#### ガバナンスを重視します。

高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たします。さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指します。

### 活動指針

#### お客さまサービスの向上

- 商品・サービスの質を高め、政策金融を必要とするさまざまなお客さまのニーズに迅速かつ的確に対応することにより、お客さまの信頼に応えます。
- 政策金融の各分野のノウハウ・情報を相互に活用することにより、付加価値を創造します。

#### 国民経済・国際経済発展への貢献

- 国民一般、中小企業者及び農林水産業者の成長・発展に貢献します。
- 我が国にとって重要な資源の確保や、我が国産業の国際競争力の維持・向上を通じて、我が国及び開発途上地域の持続可能な発展に貢献します。
- 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等による被害に対処します。

#### 地域活性化への貢献

地域に根ざした活動を展開し、政策金融の各分野の機能を一体的に発揮することにより、雇用の維持・創出など地域の活性化に貢献します。

#### 環境問題への対応

環境に配慮した企業活動に努め、環境問題への対応に寄与する業務を行うことを通じて、社会に貢献します。

#### 働きがいのある職場づくり

社員一人ひとりが政策金融を担うための専門性を高め、誇りと使命感を持って能力を存分に発揮できる、働きがいのある職場をつくります。

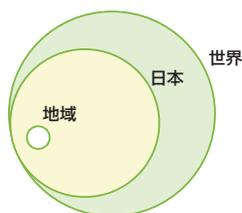


### 【デザイン】

地域、日本、世界を表す白い小円、明るさを変えた2つの正円の中に「JFC\*」を配して、地域経済、国民経済、国際経済の成長・発展に貢献する新公庫を表現しています。

また、正円の拡がりは、お客さま一人ひとりの声を大切に、ステークホルダーとともに協力・協調の輪をつくっていく新公庫の姿を表しています。

\*日本政策金融公庫の英文名称Japan Finance Corporationの略称



### 【カラー】

すがすがしく、みずみずしい若草をイメージさせるグリーンは、政策金融機関としての「安心」や「信頼」を表しています。



# 中小公庫のプロフィール

中小公庫は、昭和28年8月、中小企業金融公庫法に基づき、全額政府出資により設立された政策金融機関です。中小公庫は、設立以来、わが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業の皆様の成長発展を支援するため、民間金融機関を補完して長期資金の安定的な供給を行ってきました。また、中小公庫法の改正により、平成16年7月1日から、従来の融資業務に加え、民間金融機関等が行う証券化を支援する業務に新たに取り組むとともに、旧中小企業総合事業団から信用保険業務を承継し、「融資」「証券化支援」「信用保険」の多様な機能を有する政策金融機関となっています。

## 業務内容

中小公庫の業務は、「融資業務」「証券化支援業務」及び「信用保険業務」の3本の柱から構成されています。

### 融資業務

中小企業の皆様の事業の振興に必要な長期資金であって、民間金融機関が供給することが難しい資金を安定的に供給しています。

### 証券化支援業務

中小企業の皆様への無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

### 信用保険業務

中小企業の皆様の円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業の皆様の借入等に係る債務の保証についての保険の引受け等を行っています。

## わが国における中小企業の地位

わが国では、全企業の99%を中小企業が占め、全従業者の約70%が中小企業に勤務するなど、中小企業はわが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在です。また、新たな産業や商品・サービスの創出など、わが国経済活性化の原動力として、中小企業の皆様には大きな期待が寄せられています。

### 企業数割合 (単位1,000企業)



企業数 4,210 100%

### 従業者数割合 (単位1,000人)



従業者数 40,127 100%

(資料) 総務省「2006年事業所・企業統計調査」を中小企業庁が再編加工したものです。

## ✦ 中小企業金融公庫

### 融資業務

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得
- 中小企業投資育成株式会社及び設備貸与機関に対する貸付
- 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化（証券化・自己型）

#### 平成19年度事業実績

貸付額……………9,537億円  
（うち証券化・自己型 391億円）

#### 平成20年度予算事業計画

貸付規模……………1兆2,500億円

### 証券化支援業務

- 民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みの支援
  - 民間金融機関等の貸付債権等を譲り受け証券化する業務及び信託受益権等を取得する業務（買取型）
  - 民間金融機関等が自ら証券化する貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務（保証型）
- 民間金融機関等による売掛金債権証券化等の取組みの支援
  - 特別目的会社向け貸付に対する保証及び貸付を行う業務

#### 平成19年度事業実績

買取型・貸付債権元本総額……………418億円  
保証型・貸付債権元本総額<sup>（注1）</sup>……………31億円

#### 平成20年度予算事業計画

買取型・債権買取規模……………1,503億円  
保証型・保証規模<sup>（注2）</sup>……………840億円  
売掛金債権証券化等・保証規模……………375億円

### 信用保険業務

- 信用保証協会が行う中小企業者の借入等に係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務<sup>（注3）</sup>

#### 平成19年度事業実績

中小企業信用保険引受額……………1兆8,654億円  
信用保証協会貸付額……………4,622億円  
破綻金融機関等関連特別保険等引受額……………1億円

#### 平成20年度予算事業計画

中小企業信用保険引受規模……………1兆1,380億円  
信用保証協会貸付規模……………2,577億円  
破綻金融機関等関連特別保険等引受規模……………660億円

（注1）証券化支援業務・保証型の保証実績は、22億円（貸付債権元本総額31億円の7割保証）です。

（注2）貸付債権元本総額1,200億円に対する7割保証を予定しています。

（注3）機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納等の業務（機械保険経過業務）を行っています。

## 勘定区分・資金管理

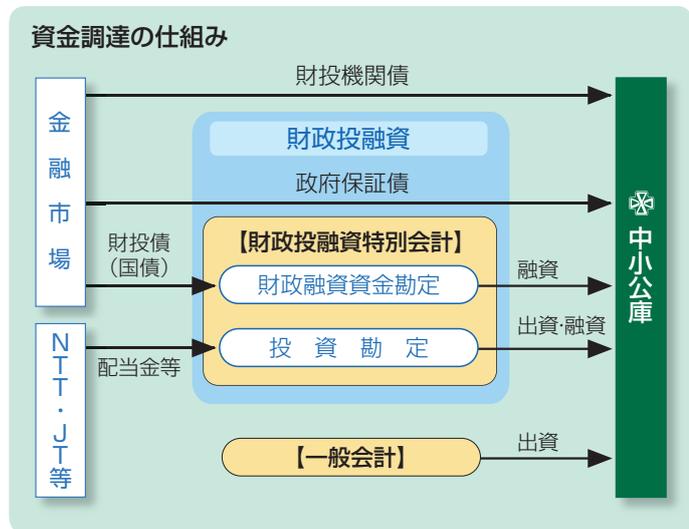
中小企業金融公庫法等において、業務ごとに勘定が設けられており、各勘定は経理上、資金上も明確に区分されています。



## 資金調達

中小公庫では、財政融資資金借入金、産業投資借入金、政府保証債、政府出資金等の多様な手段によって資金調達を行っています。

また、財投改革の趣旨に沿って、平成14年度からは、政府保証のない財投機関債の発行も行っています。



### 財投機関債の発行

平成19年度は1,100億円の財投機関債を発行しており、平成20年度は総額600億円の発行を予定しています。

### 財投機関債の格付

(平成20年7月31日現在)

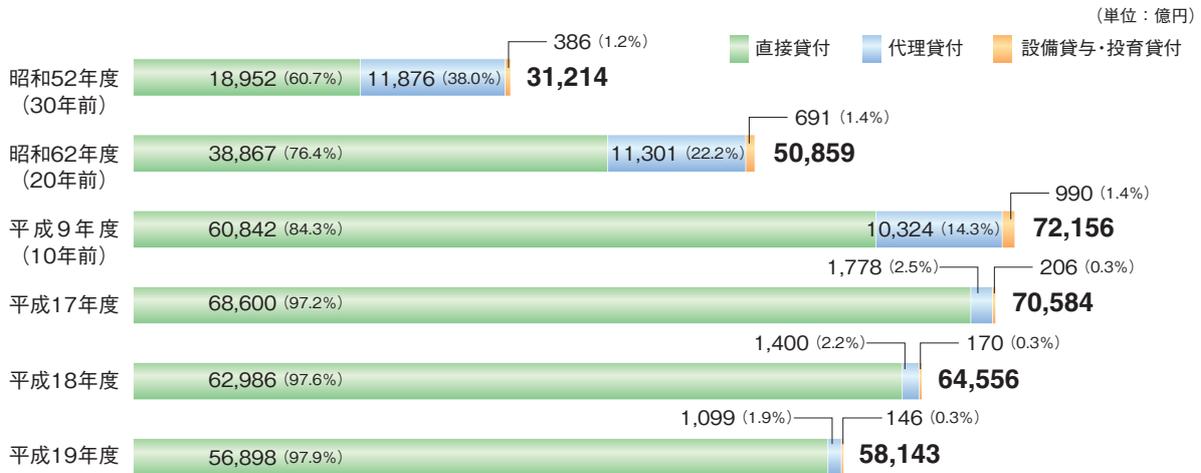
格付投資情報センター (R&I)	AAA
日本格付研究所 (JCR)	AAA
ムーディーズ	Aaa

**IRサイト「投資家の皆様へ」** <http://www.jasme.go.jp/jpn/investor/index.html>

中小公庫では、IR活動の一環として、ホームページにIRサイト「投資家の皆様へ」を設けており、中小公庫をより一層ご理解いただくための情報を掲載し、随時更新しています。

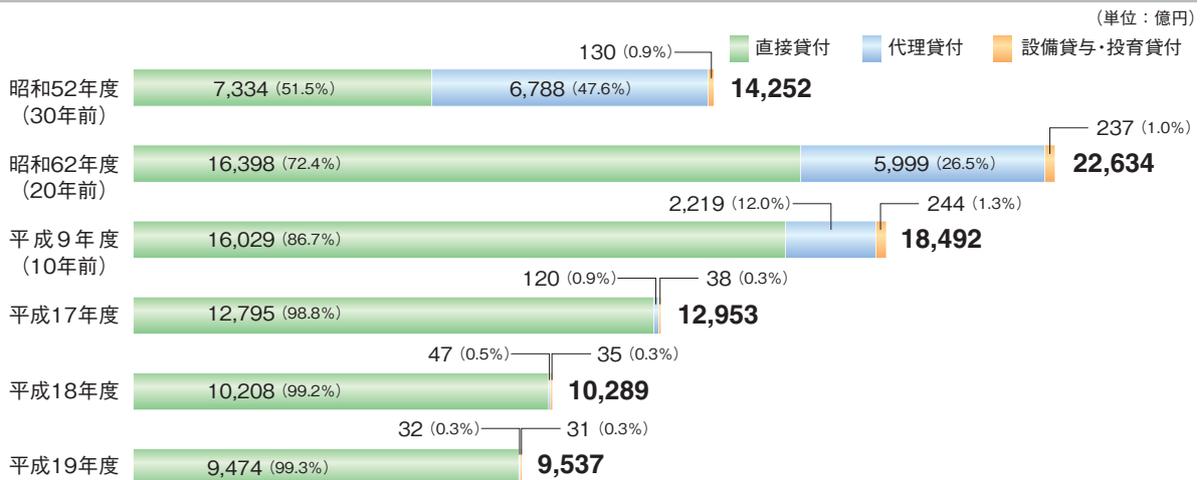
# 融資業務の状況

## 貸付残高



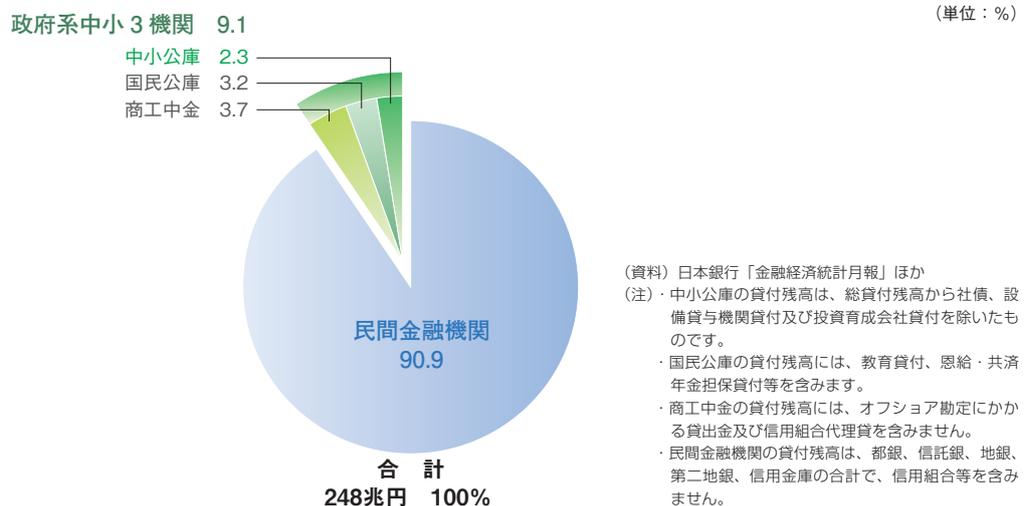
(注) ・平成17年度以降の直接貸付残高には取得した社債の残高を含みます。  
 ・直接貸付は、中小公庫の営業部店の窓口にご申込みいただく方法です。代理貸付は、民間金融機関を通じて中小公庫の資金をご利用いただく方法です。詳細はP70をご覧ください。

## 貸付額



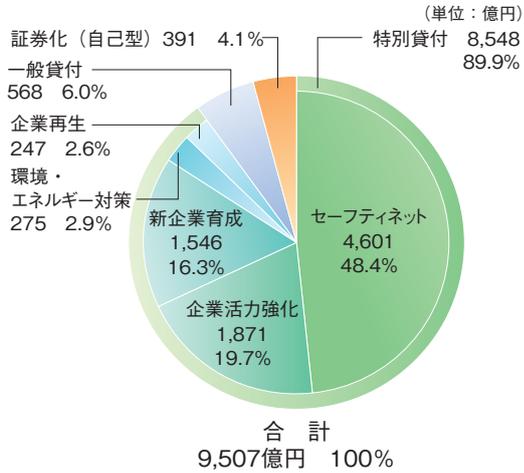
(注) 平成17年度以降の直接貸付には取得した社債の引受額を含みます。

## (参考) 中小企業向け貸付残高に占める中小公庫の割合 (平成19年度)



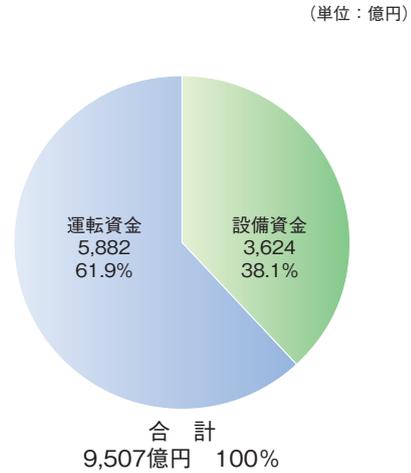
### 特別・一般貸付額等の内訳 (平成19年度)

(貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です)



### 設備・運転資金別の貸付額 (平成19年度)

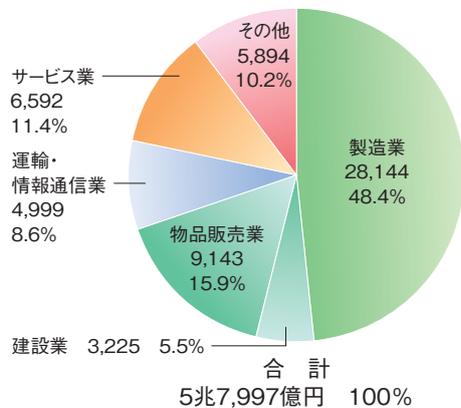
(貸付には、社債を含みます。総貸付実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です)



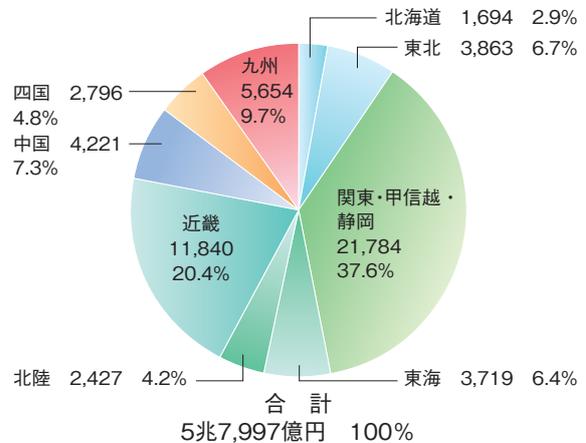
### 業種別・地域別の貸付残高 (平成19年度)

(貸付残高には、社債を含みます。総貸付残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です)

業種別割合 (単位: 億円)



地域別割合 (単位: 億円)



### 貸付金額別の貸付割合 (平成19年度)

(件数構成比。貸付には、社債を含みます)

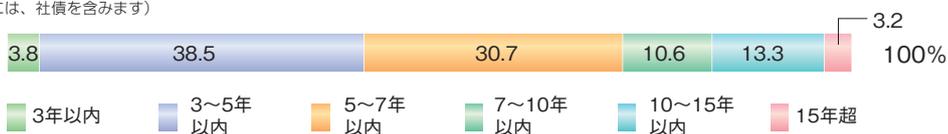
(単位: %)



### 貸付期間別の貸付割合 (平成19年度)

(金額構成比。貸付には、社債を含みます)

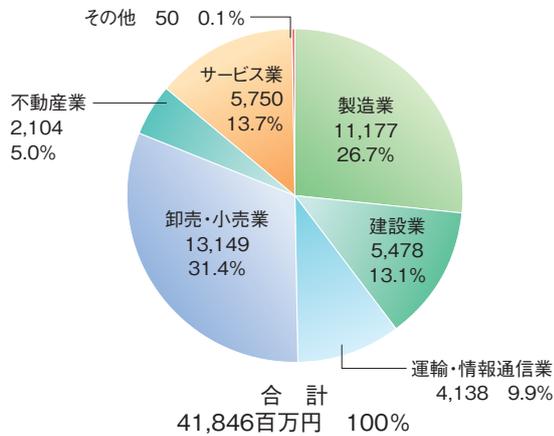
(単位: %)



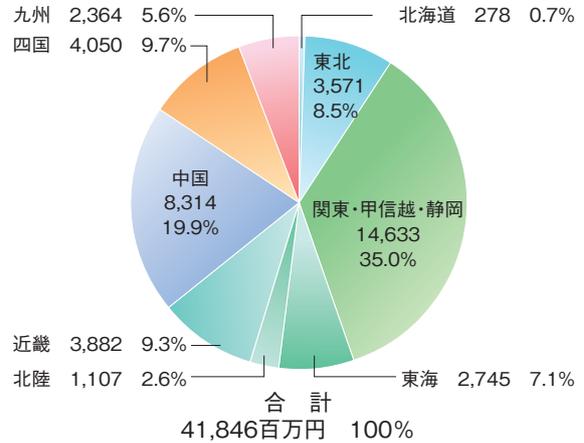
# 証券化支援業務の状況

## 証券化支援業務・買取型による中小企業への資金供給 (平成19年度)

業種別の資金供給状況 (単位: 百万円)

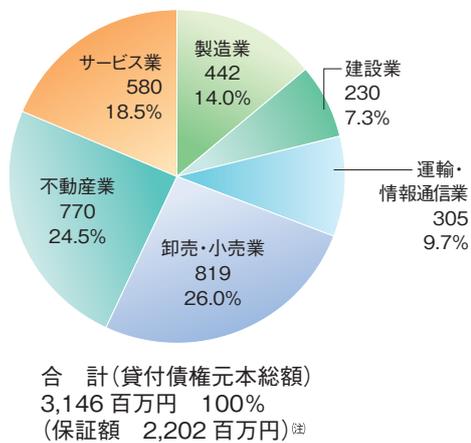


地域別の資金供給状況 (単位: 百万円)



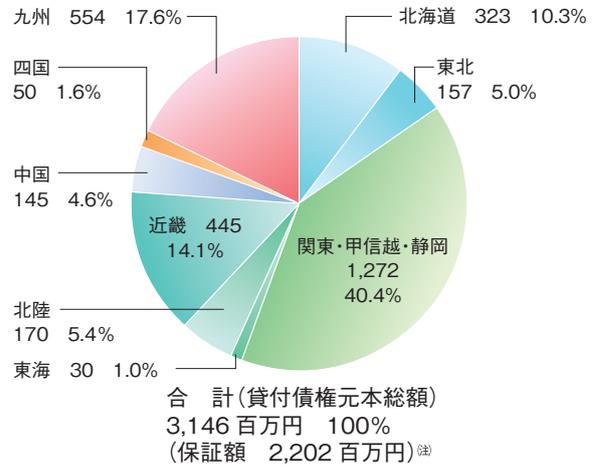
## 証券化支援業務・保証型による中小企業への資金供給 (平成19年度)

業種別の資金供給状況 (単位: 百万円)



(注) 保証割合は 70%

地域別の資金供給状況 (単位: 百万円)

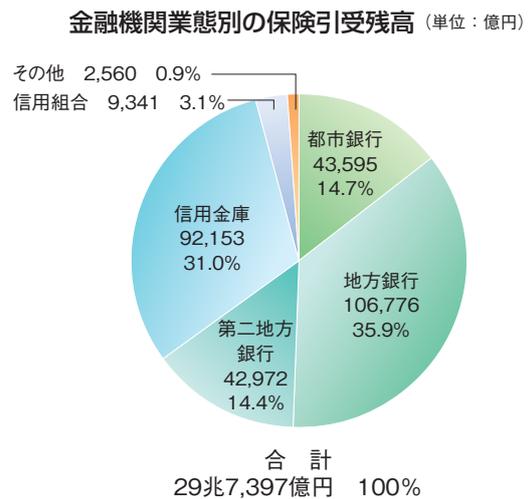
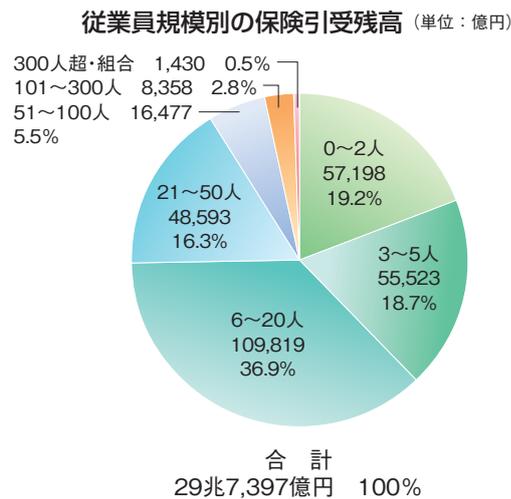
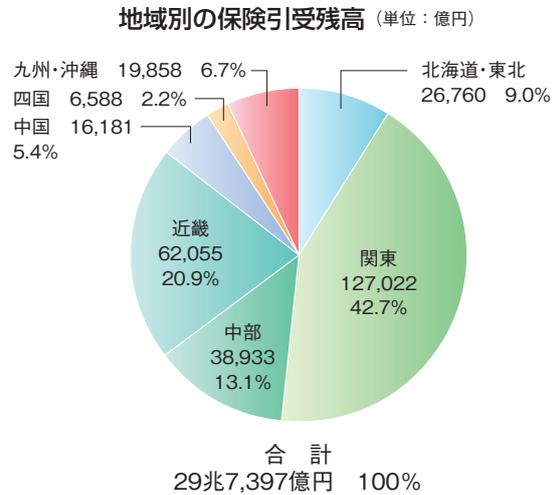
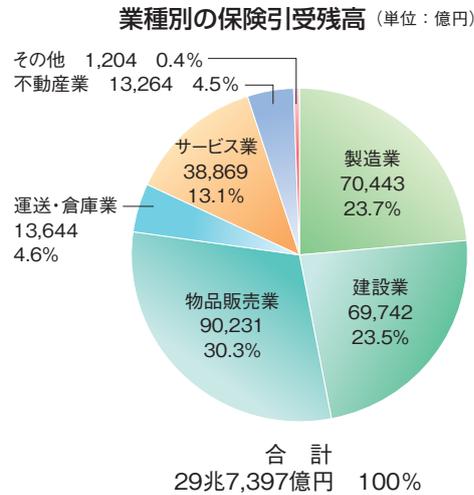


(注) 保証割合は 70%

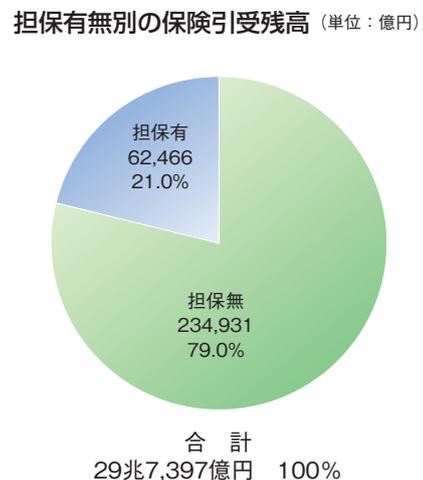
# 信用保険業務の状況

中小公庫の概要  
中小公庫のプロフィール

## 中小企業信用保険 保険引受残高 (平成 19 年度)



## 中小企業信用保険 担保有無別保険引受額及び保険引受残高 (平成 19 年度)



(注)「担保無」は担保徴求していない保証の保険引受、「担保有」が担保徴求している保証の保険引受です。

## 中小公庫の役割と特色

融資業務	25
長期資金専門の金融機関／事業資金を安定供給／ 政策性の高い特別貸付を推進	
事例紹介	27
新事業／地域資源／新連携／再生支援／ セーフティネット・災害復旧／担保・保証人特例	
地域金融機関との連携	33
400を超える地域金融機関と協調融資、 証券化支援などで連携	
産学官連携	35
産学官連携の特徴	
企業成長における中小公庫の貢献	36
600社を超える取引企業が株式を公開	
証券化支援業務	37
証券化手法を活用し、民間金融機関等による 無担保資金の円滑な供給を支援	
信用保険業務	39
信用保険制度の役割／中小企業の約4割が信用補完制度を利用／ 信用補完制度は国の経済政策において重要な施策として活用／ 持続可能な信用補完制度の確立に向けた取組み	
コンサルティング	43
フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援／ コンサルティングサービス	
国際化への対応	47
中小企業の国際化支援／国際化対応へのコンサルティング／ 海外情報の発信／アセアン地域におけるサポート／ 中国におけるサポート／国際協力	
総合研究所	51
総合研究所の役割と特色／経済調査／ 産業・地域調査／金融調査／ 研究成果発表(シンポジウム)	
刊行物	55

# 融資業務

## 長期資金の安定供給により 民間金融を質と量で補完しています。

### 長期資金専門の金融機関

中小企業が円滑に成長発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達不可欠です。

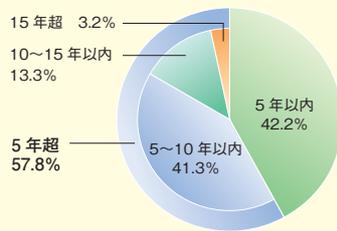
しかし、中小企業は、資本市場からの資金調達が困難であるなど、一般的に大企業と比較して資金調達の手段が限られています。また、民間金融機関の貸出も融資期間1年以内の短期資金が中心であり、中小

企業に対する長期資金の供給は十分ではありません。

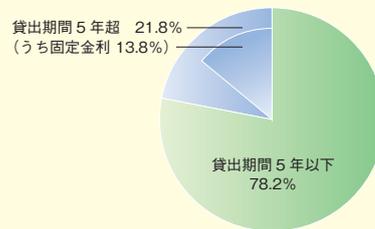
中小公庫では、民間金融機関が融資しがたい長期資金を専門に取り扱っており、融資の約6割が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小公庫は、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業の皆様の長期資金ニーズに応えています。

貸付期間別貸付状況 (金額構成比 平成19年度)



(参考) 民間金融機関の長期貸出の内訳 (社数比)



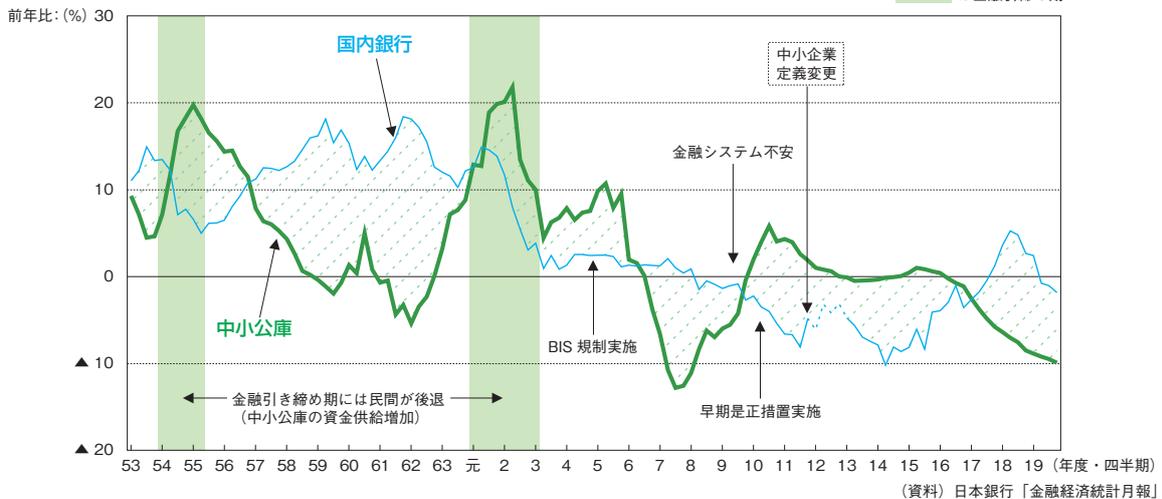
(資料) 中小公庫「中小企業動向調査」(平成20年3月)

### 事業資金を安定供給

中小公庫の融資の伸びは、金融引き締め期や民間金融機関がリスクをとりにくい時期(バブル崩壊後の金融調整期や貸し渋り発生期)には高く、逆に金融緩和期には低下しています。

中小公庫は、景気などの影響から融資姿勢の変動を余儀なくされる民間金融機関の活動を補完するという見地から、中小企業の皆様に事業資金を安定的に供給しています。

中小企業向け貸出残高伸び率 (対前年同期比)



(注) 国内銀行は中小企業向けの事業資金貸出残高で、銀行勘定のみ。また、平成5年度以降は当座貸越を含むベースで算出しています。平成2年以降は第二地銀(旧相互銀行)を含みます。  
 ・国内銀行については、平成8年9月以前は全国銀行ベースで算出しています。  
 ・平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月~平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに中小公庫において試算しています。

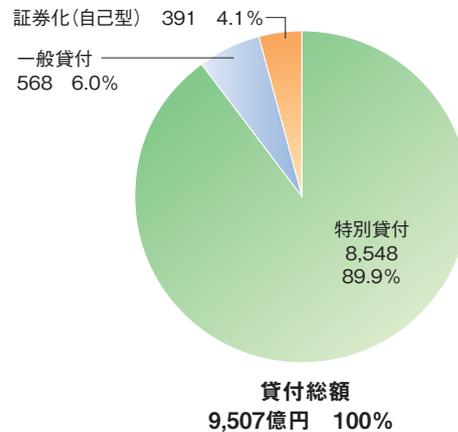
# 時代の要請に応じて 政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

## 政策性の高い特別貸付を推進

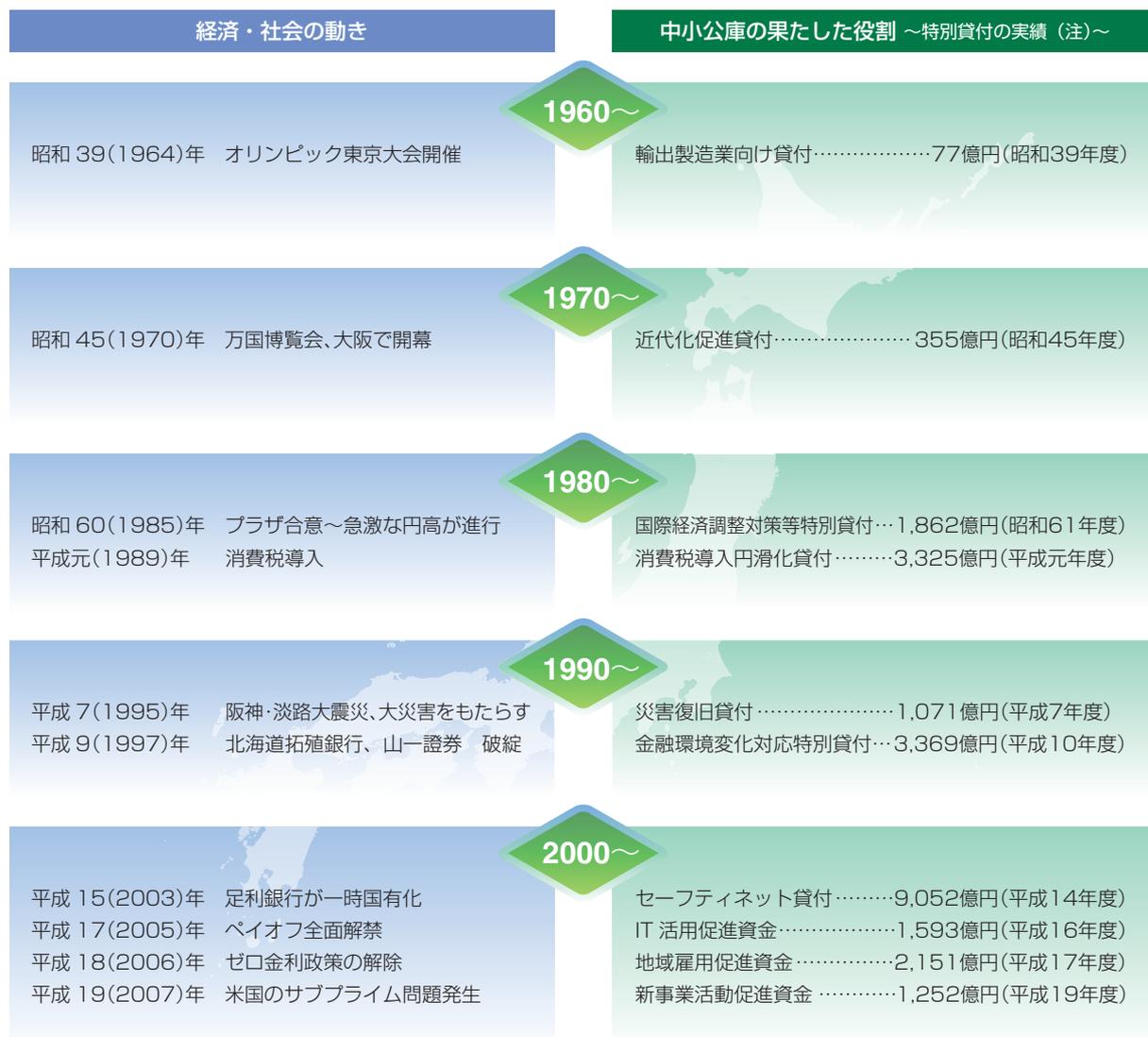
特別貸付は、ベンチャー、事業再生、セーフティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、民間金融機関だけでは十分に対応できない分野に対し、資金を供給して政策誘導を行うために設けられています。

中小公庫は、政策金融機関として特別貸付に積極的に取り組んでおり、全貸付に占める特別貸付の割合は約9割にのぼっています。

平成19年度特別貸付割合 (単位：億円)



## ■ 経済・社会の動きと中小公庫が果たした役割



(注)貸付制度名は、取扱い終了時または平成20年3月31日現在のものです。

## 新事業

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを積極的に支援しています。

### 新事業育成資金の融資実績

中小公庫は、ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆様の支援する特別貸付「新事業育成資金」に積極的に取り組んでおり、制度創設以降(平成12年2月)の累計実績は2,975社・1,416億円に上っています。(平成20年3月末時点)

年 度	18年度		19年度	
融資社数・金額	568社	266億円	555社	263億円
(うち知財活用 <sup>(注)</sup> )	245社	119億円	259社	125億円

(注) 知財活用支援融資は、他の企業において活用されていない知的財産権(特許権、実用新案権等)を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業の皆様の支援するものです。

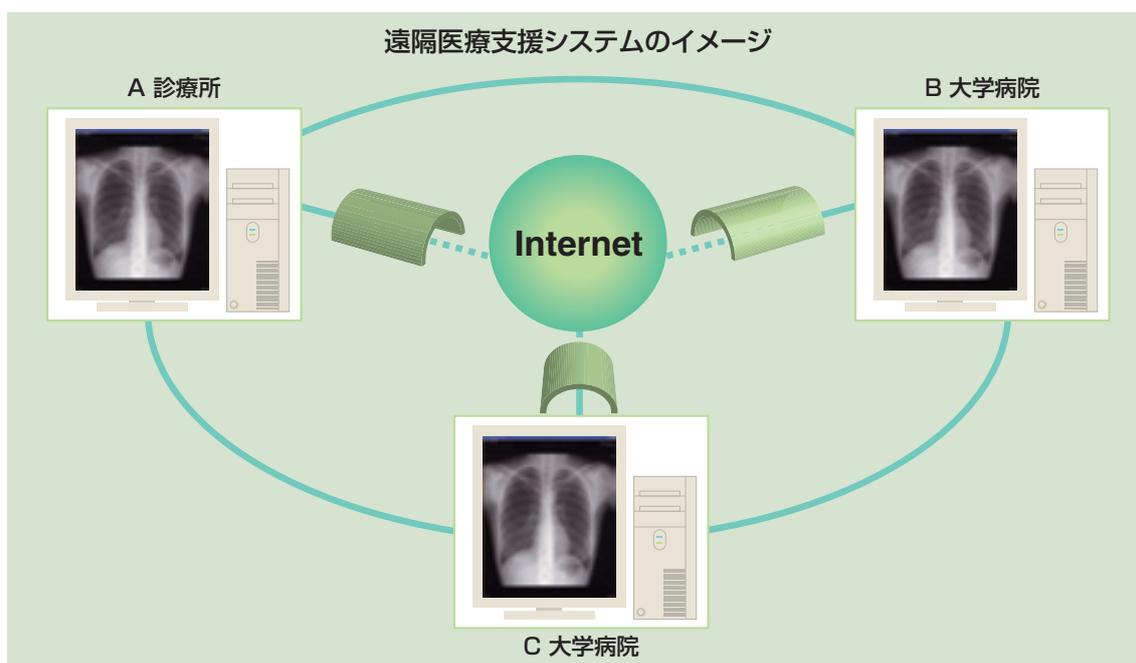
### 新株予約権を活用した無担保資金供給実績

「新事業育成資金」には、担保力の乏しいベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小公庫が取得することにより無担保資金を供給する融資制度があります。

累計実績 (平成12年2月～20年3月)

融資社数	148社
金 額	43億円

### 新株予約権を活用した無担保融資でベンチャー企業を支援



中小公庫営業第二部は、株式公開を目指すベンチャー企業である東京都台東区のViewSend株式会社に対し、「新事業育成資金」を適用するとともに、同社が発行する新株予約権を中小公庫が取得することにより、無担保での資金供給を実施しました。

本件については、株式公開を志向する企業向けに平成19年4月から取扱いを開始した株式公開基準で新株予約権を買い戻す仕組みを活用しています。

同社は、医用画像(レントゲン・CT・MRI画像等)の電子化システム及び遠隔医療支援システムの開発・販売を行っています。事業化後間もない企業ですが、同社の製品は、医療施設間の連携・IT化の進展に伴い、今後、大きな伸びが期待されます。

中小公庫は、中小企業の皆様による新事業への取組みや株式公開を目指しているベンチャー企業の皆様の積極的に支援していきます。

## 地域資源

## 地域資源を活用した新商品・サービスの開発、市場化を積極的に支援しています。

## 地域資源活用支援融資の実績

中小公庫では、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（「中小企業地域資源活用促進法」）の施行と同時に、平成19年6月から「地域資源活用支援融資」（制度名：新事業活動促進資金〈地域資源関連〉）の取扱いを開始しています。この融資制度は、同法に基づき経済産業局から「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた中小企業の皆様を支援するものです。

年 度	19年度
融資社数	41社
金 額	8億円

## 各地域の「強み」となり得る地域資源の活用を支援



アグリフードEXPO2008大阪にて、同社のブースを訪れた安居総裁（一番左）と農林漁業金融公庫の高木総裁（左から2番目）

中小公庫和歌山支店は、和歌山県みなべ町の梅干・梅酢製造業者である株式会社紀州ほそ川に対し、「地域資源活用融資」を適用し、融資を実施しました。

本件は、全国一の梅の産地であるみなべ町で、最高級ブランドである南高梅の梅エキスを活用した飼料原材料を全国に展開するとともに、健康食品等の他の市場への進出も図るという「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けたものです。

また、本計画の実現に向けた効率的な販売開拓を支援するため、中小公庫と農林漁業金融公庫が連携し、同社は、農林漁業金融公庫が主催する「アグリフードEXPO2008大阪<sup>(注)</sup>」に出展しました。

中小公庫は、地域経済の自立的・持続的な成長を実現するため、今後とも、地域資源に取り組む中小企業者を積極的に支援していくとともに、統合によるシナジー効果を発揮していきます。

(注) アグリフードEXPO2008大阪

農林漁業金融公庫が国産農産物をテーマに、広域的な販路拡大を志向する全国の農業者と食品関連企業との商談の機会を提供するために開催した全国規模の展示商談会。この商談会には、中小公庫と国民生活金融公庫及び国際協力銀行が協賛機関として、開催協力を行ったほか、統合機関が共同で相談ブースを開設し、情報提供や融資制度の案内などを行いました。

## 新連携

### 経営革新や異分野の中小企業が連携して行う 新事業分野の開拓を支援しています。

#### 「新連携計画」認定への関与及び融資実績

中小公庫は、中小企業者による「新連携<sup>(注)</sup>計画」の認定申請に際し、事業計画策定支援などのコンサルティングを行うほか、独自の産学官連携スキームを活用した「新連携・産学官セミナー」を主催し、技術ニーズ等に関する個別相談会を実施するなど、中小企業の皆様の「新連携」への取組みを後押ししています。

年 度	19年度
融資社数	56社
金 額	13億円

中小公庫は、平成19年度に全国の経済産業局が認定した「新連携計画」143件のうち、約3割にあたる41社に関与しました。

(注) 新連携とは、異分野の中小企業等がお互いの経営資源を有効に組み合わせて行う新事業活動で、「新連携計画」を作成し経済産業局の認定を受けることが必要となります。

#### 新連携により新たな事業に挑む中小企業を積極的に支援



中小公庫宇都宮支店は、平成17年4月に施行された中小企業新事業活動促進法に基づく「新事業活動促進資金(新連携関連)」を栃木県宇都宮市の特殊機械製造業者である宇都宮精機株式会社に適用し、運転資金の融資を実施しました。

同社は、防草工事の機械装置及び充填材の製造販売の事業化において、異業種の中小企業者と連携した「新連携計画」のコア(中核)企業として、関東経済産業局から認定を受けています。

本計画は、道路やアスファルト・コンクリートなどの舗装材の隙間に生える雑草を防ぐため、隙間に砂や固化材などを混ぜた充填材を詰める専用装置の販売を行うもので、従来の防草テープと比較して、工期短縮やコスト削減が期待できるものです。

中小公庫は、企業連携による新事業分野の開拓や経営革新などに挑む中小企業の皆様を今後とも積極的に支援していきます。

## 再生支援

中小企業の再生に向けた取組みを積極的に支援しています。

## 企業再生貸付の融資実績

中小公庫は、事業の再生や経営再建に取り組む中小企業の皆様を支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでおり、制度創設(平成14年1月)からの累計実績は、2,244社・1,653億円となりました。(平成20年3月末時点)

## 企業再生貸付の融資実績推移

年 度	17年度	18年度	19年度
融資社数	492社	508社	398社
金 額	309億円	300億円	247億円

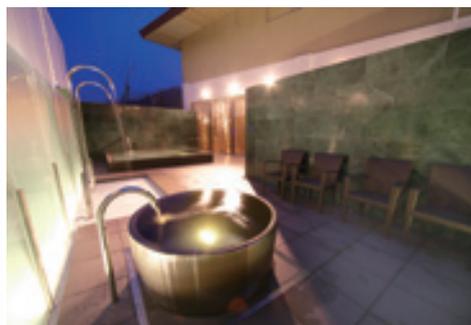
## 公的再生支援機関との連携実績

(平成20年3月末現在の累計実績)

全国の中小企業再生支援協議会が平成20年3月末までに再生計画策定支援を完了した1,773社のうち、中小公庫は約3分の1にあたる569社の支援に関与しました。

中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了案件数	中小公庫が支援に関与した案件数	うち融資による支援
1,773件	569社 (32%)	169社

## DIPファイナンスにより、老舗旅館の事業再生を支援



中小公庫大阪支店は、民事再生法に基づき再生に取り組んでいる山口県長門市の有限会社観光ホテル山村屋に対し、DIPファイナンス<sup>(注)</sup>を実施しました。

本件については、平成19年4月より取扱いが開始された、再生計画認可決定前の中小企業者を貸付対象とする「アーリーDIP」を適用しました。

長門湯本温泉所在の老舗観光旅館である同社

は、平成19年3月の民事再生手続き開始の申立て以降、経営体制の刷新や露天風呂の改修等に取り組む、経営再建を図っていました。

中小公庫では、民事再生計画の認可決定前ではあるものの、目利き能力を活かして同社の再生可能性を見極めた結果、同社の再生は可能であると判断し、支援を実施したものです。

中小公庫は、今後とも事業の再生や経営再建に取り組む中小企業の皆様を積極的に支援していきます。

(注) DIPファイナンスとは、米国において連邦破産法第11条手続に入った企業 (DIP: Debtor In Possession (占有継続債務者)) に対する融資のことを指しますが、わが国においては、一般的に法的再生手続中の企業に対する融資を指します。

## セーフティネット・災害復旧

「中小企業の皆様のセーフティネット」としての役割を果たしています。

### セーフティネット貸付の実績

(平成19年度)

セーフティネット貸付	4,601億円
経営環境変化対応資金	3,465億円
金融環境変化対応資金	1,127億円
取引企業倒産対応資金	9億円

### 最近10年間の災害復旧貸付の累計実績

(平成10年度～19年度)

122億円

(注) 貸付制度名は、平成20年4月1日現在のものです。

### 現在開設中の特別相談窓口

(平成20年7月31日現在)

貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口	1窓口
大規模災害関連窓口	10窓口
民間金融機関経営破綻関連窓口	1窓口
その他	8窓口
合計	20窓口

## 特別相談窓口を機動的に開設し、きめ細やかに対応



被災直後の状況

### 最近の主な特別相談窓口

開設年月	窓口名(現在開設中のもの)
平成14年 11月	「貸し渋り・貸し剥がし特別相談窓口」
平成19年 3月	「能登半島沖地震災害に関する特別相談窓口」
平成19年 7月	「平成19年新潟県中越沖地震災害に関する特別相談窓口」
平成19年 8月	「原油・原材料価格上昇に関する特別相談窓口」(名称変更)
平成19年 10月	「建築関連中小企業者対策特別相談窓口」
平成20年 4月	「ガソリン・軽油販売関連中小企業金融支援対策特別相談窓口」
平成20年 6月	「平成20年岩手・宮城内陸地震災害に関する特別相談窓口」

中小公庫は、大規模災害、金融環境の激変などが発生した際には、関連地域に「特別相談窓口」を機動的に開設し、迅速な融資手続きや既往債務の返済猶予などについて、実情に応じたきめ細やかな対応に努めております。

平成19年7月の新潟県中越沖地震に関する特別相談窓口を設置している中小公庫新潟支店は、被災した新潟県柏崎市のコンクリート製品製造業者である永井コンクリート工業株式会社に対し、運

転資金の融資を実施しました。

同社は、新潟県中越沖地震において、建物の一部や製品が損壊するなど大きな被害を受け、一時的に操業停止を余儀なくされましたが、地元金融機関と連携を取りながら、復興に向けた支援を行いました。

中小公庫は、「セーフティネット貸付」、「災害復旧貸付」を活用し、中小企業の皆様のセーフティネットとしての役割発揮に努めています。

## 担保・保証人特例

### 不動産担保や保証人に過度に依存しない融資に取り組んでいます。

#### 担保特例・保証人特例制度

中小公庫では、大部分の特別貸付で「無担保特例」及び「担保不足特例」を導入しています。また、すべての直接貸付で「保証人免除特例」を、平成20年4月からは直接貸付のうちすべての特別貸付において「保証人猶予特例」をご利用いただけるよう拡充しており、中小企業の皆様の幅広い資金ニーズに対応できる体制を整えています。

(各特例制度の詳細はP73をご覧ください。)

#### 担保特例・保証人特例制度利用実績

(平成19年度)

担保特例	1,939億円
無担保特例	616億円
担保不足特例	1,323億円
保証人特例	124億円

(注) 直接貸付のみの取扱いとなります。

### 知的財産権を担保とした融資で中小企業の円滑な資金調達を支援

**特許を活用したワンタッチ計量ノズル容器**

↑ 上がる

キャップを開けるとノズルが引き上げられて計量できる状態となる

↑ 押し込む

容器を逆さにしてノズルを押し込むと計量部に一定量の薬液が量り取られる

計量部→  
ノズル→

ノズル中央から出てくる薬液が出なくなるまで均一に塗布が可能(使用例: 育毛剤容器等)

中小公庫富山支店は、富山県富山市のプラスチック製品製造業者であるキタノ製作株式会社に対し、知的財産権を担保とした融資を実施しました。

本件は、同社が独自に開発した「定量注出容器」の特許技術を活用したワンタッチ計量ノズル容器事業が生み出すキャッシュフローの現在価値をベースに担保評価を行い、融資を実施したものです。

今回実施した特許権のほか、プログラム著作権など知的財産権を担保とする取組みについては、平成8年より取扱いを開始しています。

中小公庫では、従来から機械装置・船舶等を担保評価するとともに、担保特例制度や保証人特例制度を活用し、中小企業の皆様の円滑な資金調達を支援してきましたが、今後とも不動産担保や保証人に過度に依存しない融資の定着に向けた政策誘導機能を発揮してまいります。

# 地域金融機関との連携

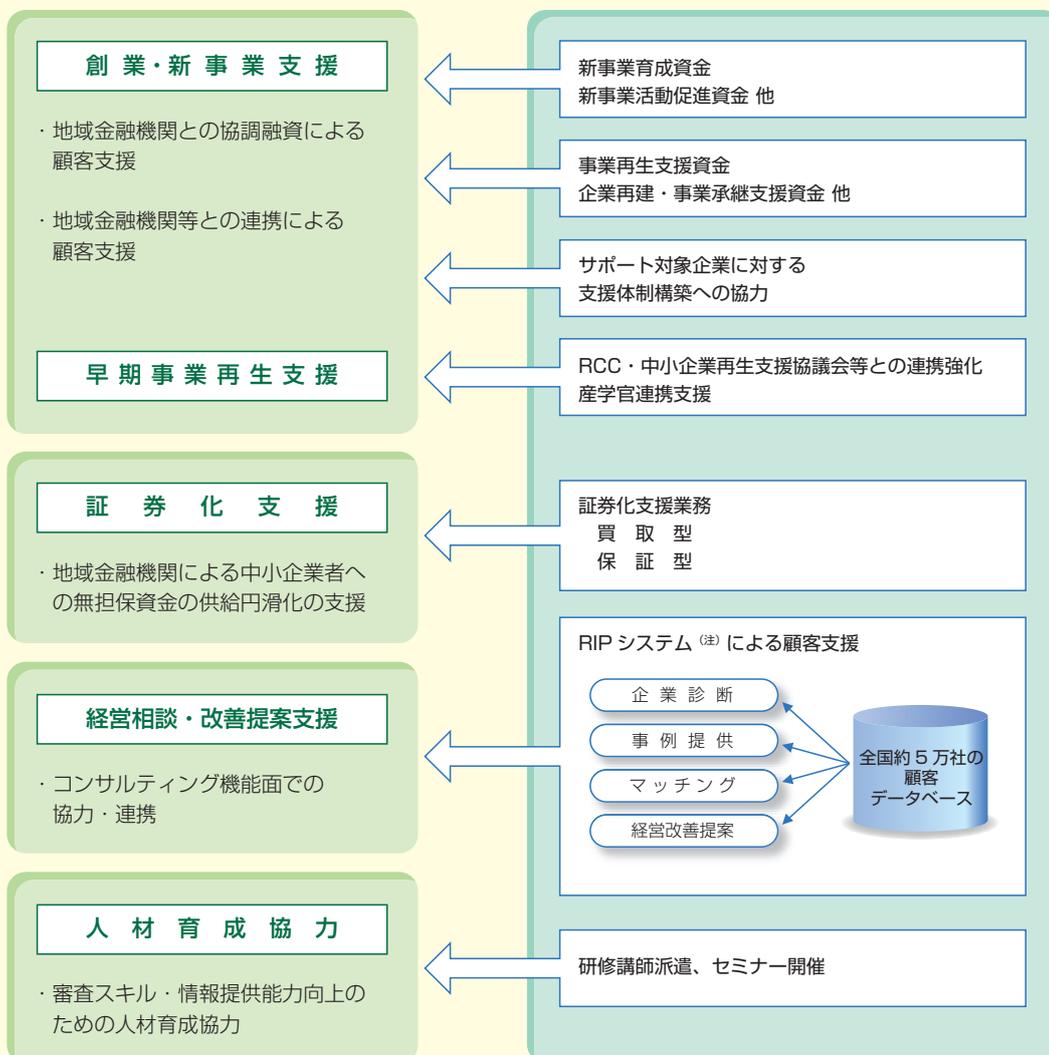
## 地域金融機関との連携を通じ、 中小企業金融の円滑化に取り組んでいます。

400を超える地域金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

中小公庫は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国約5万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、「創業・新事業支援」「早期事業再生支援」「証券化支援」「経営相談・改善提案支援」「人材育成協力」の分野で地

域金融機関が行う地域密着型金融の一層の推進を支援しています。平成15年4月以降に具体的な連携を行った地域金融機関は、地域金融機関総数の8割を超える465行におよんでいます(平成20年3月31日現在)。

### 連携可能な分野と連携の具体的内容



(注) RIPシステムについてはP43をご覧ください。

## 地域金融機関との連携実績

地域金融機関との具体的な連携内容(平成15年4月～平成20年3月)

(単位:機関、件)

	地域金融機関数 <sup>(注)</sup>	連携実施金融機関数	連携実施割合	連携内容(延べ実施件数)		
				貸付相談	情報支援	講師派遣協力等
地銀・第二地銀	107	107	100%	7,368	975	1,236
信用金庫	280	277	99%	3,057	541	2,277
信用組合	164	81	49%	223	21	169
合計	551	465	84%	10,648	1,537	3,682

(注) 沖縄県の金融機関を除き、埼玉りそな銀行を含みます。

### 業務提携・協力に関する覚書締結状況

(平成15年4月～平成20年3月)

(単位:機関)

地銀・第二地銀	103
信用金庫	231
信用組合	32
合計	366

### 証券化支援での連携状況

(平成16年7月～平成20年3月)

(単位:機関)

地銀・第二地銀	56
信用金庫	85
信用組合	9
合計	150

(注) 証券化支援での連携金融機関数は、証券化支援(買取型・保証型)への参加地域金融機関の延べ数です。

## 地元金融機関3行とビジネス商談会を開催し、顧客支援の連携体制を構築



中小公庫名古屋支店では、東海地区を拠点とする十六銀行、名古屋銀行及び百五銀行との共催により、各機関の取引先企業のビジネスマッチングを行う「三行ビジネス商談会」を開催しています。

同会では、参加企業の希望に基づき、「個別商談」の面談企業を事前にセットするなど、活発な商

談機会を中小企業の皆様に提供しています。

中小公庫は、協調融資だけでなく、このようなビジネスマッチングにおける連携体制の構築など、地元金融機関が取り組む地域密着型金融の一層の推進に積極的に協力し、地域経済の活性化を支援しています。

# 産学官連携

全国の大学や研究機関との連携ネットワークを活用し、  
中小企業の皆様の産学官連携を積極的にサポートしています。

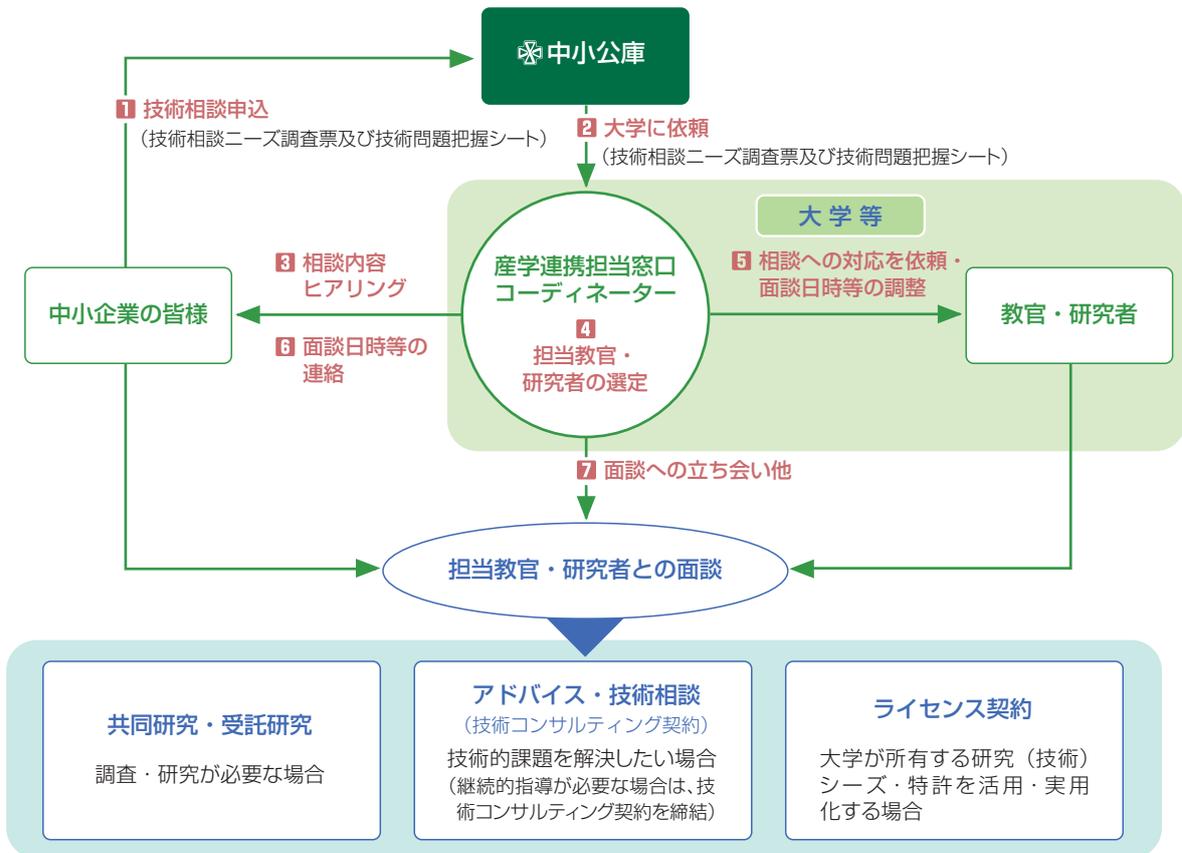
## 産学官連携の特徴

中小公庫は、全国に広がるネットワークを活かし、各地の大学や研究機関、公的機関などと連携して、中小企業の皆様の技術的な課題の解決や新たな事業分野の開拓等を支援しています。

全国の営業部店において、中小企業の皆様と大学

等との出会いの場を提供する産学官連携セミナーを積極的に開催しているほか、政策金融機関としての中立性を活かし、フェース・ツー・フェースの対話を通じて、中小企業の皆様のニーズを的確に把握し、大学等への橋渡しを実施しています。

### ■ 中小公庫の産学官連携支援



### 産学連携セミナーに個別相談会を併設し、 具体的な課題等を相談する機会を提供

平成19年10月、中小公庫本店にて首都圏16大学と、関東・甲信越のお取引先84社が参加し、産学連携セミナーを開催しました。同セミナーは平成15年から開催しており、今回で6回目となります。

個別相談会は、公庫事務局が参加企業の課題やニーズを事前に大学側に伝えて面談を組み合わせることが特色で、29社が参加し、延べ109件の個別相談が実現しました。

参加者からは、「技術的なコメントをもらい、大変有意義であった」等の声が寄せられました。



# 企業成長における中小公庫の貢献

中小公庫との取引を経て、多くの企業が躍進しています。

## 600社を超える取引企業が株式を公開

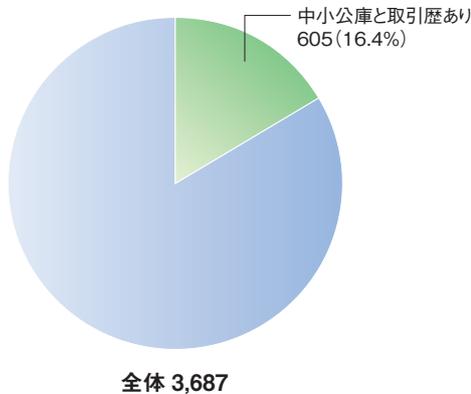
中小公庫は、昭和28年の設立以降、50余年にわたり中小企業専門の政策金融機関として、中小企業の皆様の成長・発展を支援しています。これまで中小公庫との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約6分の1にあたる605社<sup>(注)</sup>となっており、この中には国際的にも有力な企業となったケー

スも少なくありません。

特に、平成元年以降については、中小公庫との取引を経て株式を公開した企業は412社<sup>(注)</sup>と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,701社<sup>(注)</sup>のうちの約4分の1を占めるに至っています。

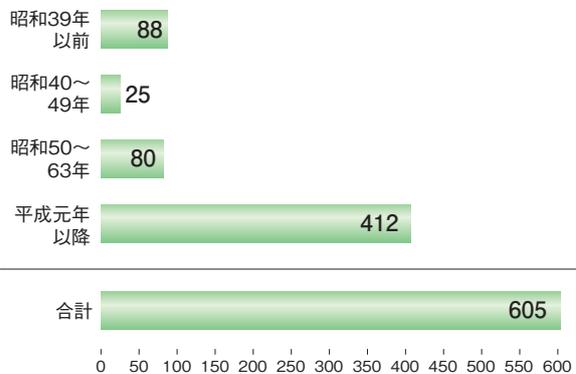
(注) 社数は平成20年3月31日現在のものです。

中小公庫と取引歴を有する株式公開企業 (単位：社)



(注) 中小公庫調べ。株式公開企業数は、平成20年3月31日現在。農林・水産・金融・保険および外国企業を除きます。

中小公庫と取引歴を有する株式公開企業の株式公開時期別推移 (単位：社)



### 創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社 (東証一部上場) 名誉会長 稲盛和夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけませんか」と、とつとつお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をいただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典) 2003年12月中小公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋 (寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

# 証券化支援業務

政策金融機関として、  
金融手法の革新に先導的な役割を担っていきます。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業向け貸付債権等の証券化は注目されています。

中小公庫は、信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担し、民間金融機関等が利用しやすい証券

化手法を提供することで、中小企業の皆様への無担保資金の円滑な供給及び資金調達手段の多様化を図るとともに、証券化市場の育成・発展にも貢献し、政策金融機関として先導的な役割を積極的に果たしていきます。

## 証券化支援の手法

### 買取型

民間金融機関等の中小企業向け無担保債権等を譲り受け証券化する業務及び信託受益権等を取得する業務

### 保証型

民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け無担保債権等の部分保証や証券化商品等の保証を行う業務

※買取型・保証型以外に、中小公庫自らが貸し付けた債権または取得した社債を証券化する業務（自己型）にも取り組んでいます。

## 買取型の取組事例

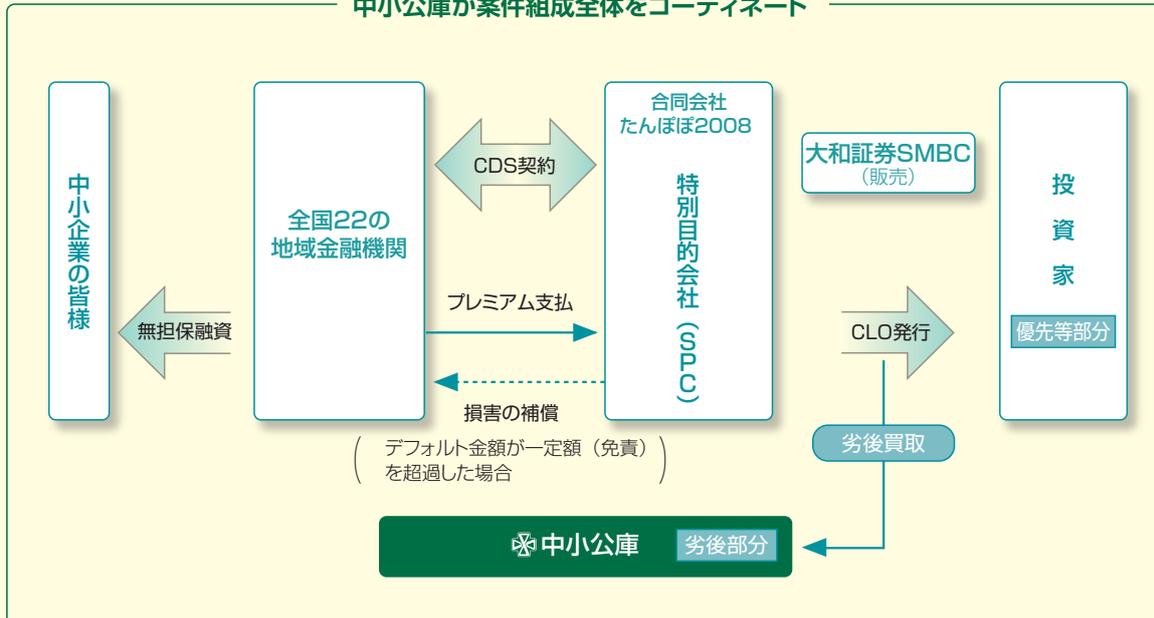
### 22金融機関と広域に連携し、 「複数金融機関参加型シンセティックCLO（注）」を実施

中小公庫は、証券化支援業務（買取型）の平成19年度第5回案件「地域金融機関CLOシンセティック型（合同会社たんぼぼ2008）」において、22地域金融機関の参加のもと、複数金融機関参加型のシンセティックCLOを実施し、29都道府県の1,182社に対して295億円の無担保資金を供給しました。

（注）シンセティックCLOとは、CDS契約を活用して、地域金融機関が貸付債権等を保有した状態で信用リスクのみを証券化することをいいます。

- ・CLO：Collateralized Loan Obligation（ローン担保証券）の略です。
- ・CDS契約：クレジットデフォルトスワップ契約の略。地域金融機関は、実行した無担保貸付債権等の債権プールの信用リスクに応じたプレミアムを特別目的会社（SPC）に支払う一方、デフォルト金額が一定額（免責）を超過した場合にSPCから損害の補填を受けます。

## 中小公庫が案件組成全体をコーディネート



## 平成19年度の資金供給実績 2,637社/839億円

### 買取型

1,702社/418億円

#### 平成19年度の買取型の特徴

平成19年度は、第1回、第2回、第4回、第6回案件において当公庫がオリジネーターのひとつとして参加し(自己型)、買取型との合同組成を実施しました。また、第3回、第5回案件においてシンセティックCLO組成を実施しました。

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
	地域金融機関(注) 平成19年6月CLO	地域金融機関(注) 平成19年9月CLO	地域金融機関CLO シンセティック型 (株式会社こすもす2007)	地域金融機関(注) 平成19年12月CLO	地域金融機関CLO シンセティック型 (合同会社たんぽぽ2008)	地域金融機関(注) 平成20年3月CLO
実施時期	平成19年6月	平成19年9月	平成19年9月	平成19年12月	平成20年3月	平成20年3月
参加金融機関	1機関	1機関	12機関	1機関	22機関	1機関
地銀・ 第二地銀	愛媛	—	岩手、大分、北日 本、豊和、宮崎太 陽	愛媛	みちのく、東北、広 島、阿波、静岡中 央、中京、トマト	—
信用金庫	—	備前	福島、千葉、尾西、 滋賀中央、大阪、 淡路、大分みらい	—	仙南、飯能、朝日、 亀有、足立成和、 西京、西武、長野、 金沢、桑名、大阪、 熊本第一、熊本中 央	留萌
信用組合	—	—	—	—	茨城県、長野県	—
社数	154社	19社	309社	27社	1,182社	11社
金額	38億円	3億円	74億円	6億円	295億円	2億円

(注)当公庫がオリジネーターとして参加。ただし上表は、当公庫取組み実績を含みません(自己型へ計上)。

\*各金融機関の組織名称(「銀行」「信用金庫」「信用組合」)については、記載を省略しております。

### 保証型

96社/31億円

#### 平成19年度の保証型の特徴

平成19年度は、平成18年度に引き続きノンバンクのオリックス株式会社が参加し、幅広い中小企業者への資金供給が実現しました。

	第1回
	第3回オリックスビジネスパートナーズCLO(中小公庫第6回保証型)
実施時間	平成19年12月
参加金融機関	オリックス株式会社
社数	96社
金額	31億円(保証額22億円)

### 自己型

839社/389億円(「平成19年6月CLO」「平成19年9月CLO」「平成19年12月CLO」「平成20年3月CLO」において買取型と合同組成)

#### 市場関係者の評価

「2007年に発行された中小企業CDOのうちムーディーズが格付けを付与した取引は、9件、約1,081億円であり、全て募集型であった。そのうち、中小企業金融公庫の証券化支援業務を通じて組成された取引は7件であった。2007年2月には、日本で初めての複数の地域金融機関が募集した中小企業向け貸付債権を参照するシンセティックCLOが発行された。キャッシュCLOに比べてシンセティックCLOに参加する金融機関が多かったことから、シンセティック型取引に対する地域金融機関の関心の高さが伺える。」

(出典) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク「インターナショナル・ストラクチャード・ファイナンススペシャルレポート2007年の日本のCDO市場回顧と今後の見通し(2008年2月)」

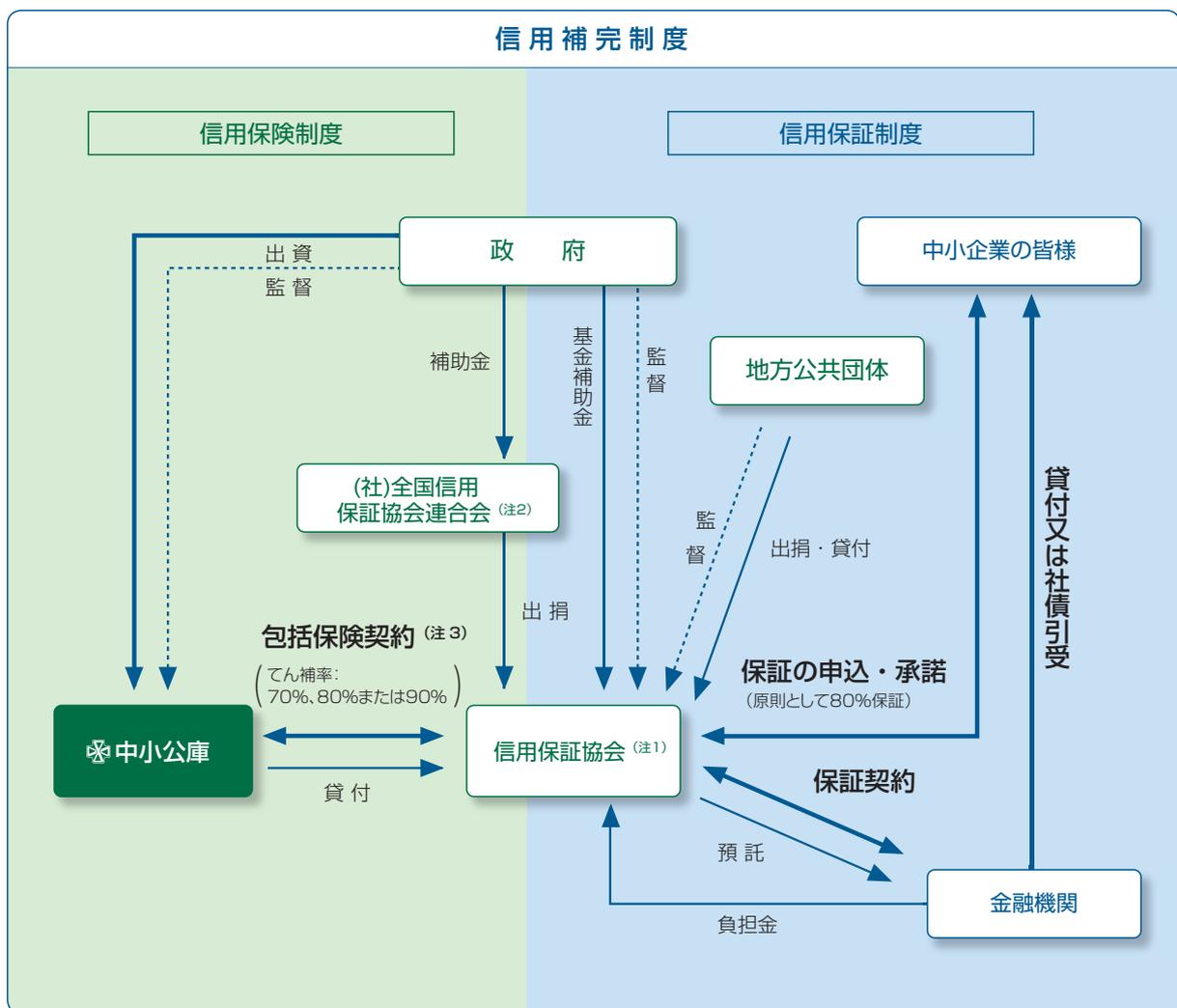
# 信用保険業務

信用保証制度と一体となり、  
中小企業の皆様の事業資金の円滑な調達を支えています。

## 信用保険制度の役割

中小公庫は、担保力や信用力の乏しい中小企業の皆様が金融機関からの借入または社債の発行により事業資金調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証(信用保証)について保険を行っています。中小企業信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)などにに基づき、中小企業の皆様の借入等の

保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業の皆様に対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「中小企業信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。



(注1) 信用保証協会

信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に52協会あり、中小企業者の金融機関からの借入等による債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府及び地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。

(注2) 社団法人全国信用保証協会連合会

全国52の信用保証協会を会員とする組織。信用保証協会の健全な発展を図り、中小、中堅企業金融の円滑化に貢献することを目的としています。

(注3) 包括保険契約

信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入等による債務を保証することにより、保証をした借入金等の額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定めるものです。

## 中小企業の約4割が信用補完制度を利用

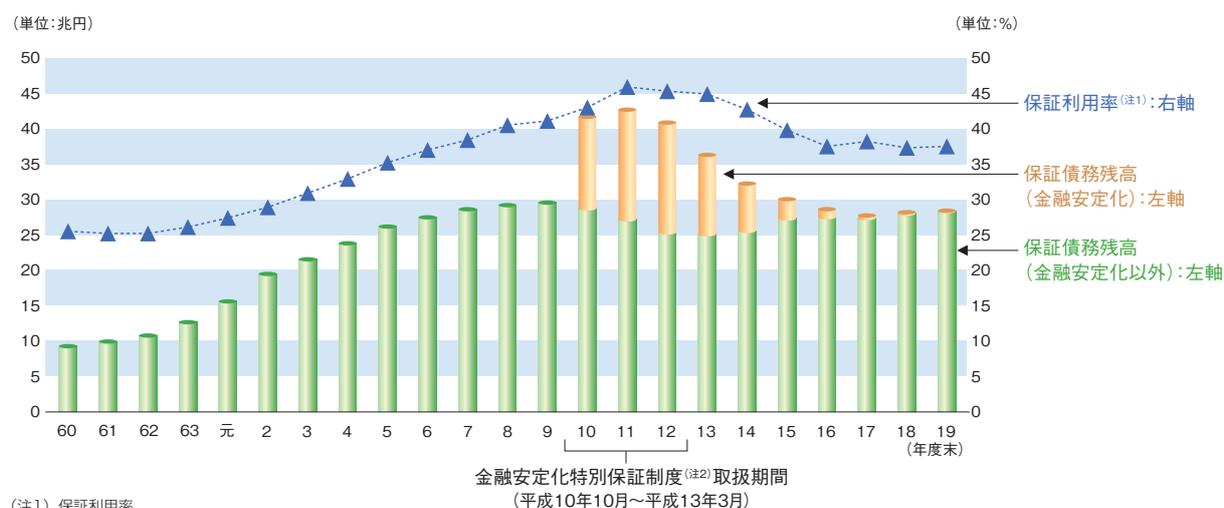
平成20年3月末現在、信用保証協会が保証している融資等(保証債務残高)は約29兆円で、中小企業向け貸出の約11%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

信用保証制度は約157万の中小企業の皆様に利用されており、中小企業の約38%が信用保証制度を利用

して資金調達を行っていることとなります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業の皆様の円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長発展に貢献しています。

### ■ 全国52信用保証協会の保証債務残高と保証利用率の推移



(注1) 保証利用率  
保証利用企業数を中小企業数で除したものです。

(注2) 金融安定化特別保証制度  
平成10年8月の「中小企業等貸し渋り対策大綱」(閣議決定)に基づき、同年10月に創設された保証制度で、貸し渋りに苦しむ中小企業者に対して保証要件を緩和して保証付融資による円滑な資金供給を図った臨時異例の措置です。

## 信用補完制度は国の経済政策において重要な施策として活用

国の経済政策に沿って、全国の信用保証協会では中小企業の皆様のニーズに対応した各種保証制度を実施するとともに、中小企業の皆様の経営相談・アドバイス等に積極的に対応するためそれぞれ相談窓口を置き、「顔の見える保証協会」を目指して創業支援や再生支援の取組みを強化しています。

信用保険制度は、再生・再挑戦支援、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資の推進及び地域中小企業の活性化等を図るため各種保険制度の創設・拡充を行うなど、これらの信用保証協会の取組みを強力にバックアップしています。

### 創業特例の保険引受実績

	17年度	18年度	19年度
創業特例	114億円	165億円	260億円
うち再挑戦者	—億円	—億円	1億円
創業等関連特例	225億円	343億円	424億円
合計	339億円	508億円	685億円

### 再生支援の取組実績

	18年度	19年度
求償権の放棄	13社	19社
求償権の不等価譲渡	5社	5社
求償権のDDS	—社	1社
保証付債権の譲渡	2社	1社
求償権先への新規保証	99社	154社
事業円滑化関連特例	—社	15社
合計	119社	195社

## 持続可能な信用補完制度の確立に向けた取組み

平成16年12月に信用補完制度のあり方について包括的な検討を行うため、中小企業政策審議会基本政策部会「信用補完制度のあり方に関する小委員会」が設置され、平成17年6月に基本政策部会において、「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」（以下「小委員会とりまとめ」という。）が報告、了承されました。

中小公庫は、制度の重要な担い手として、信用保証協会、金融機関等関係機関と緊密な連携のもと、

中小企業の皆様の利便性向上等のため、料率の弾力化、責任共有制度の導入、再生支援の強化、保険事務の見直し等、小委員会とりまとめの趣旨を踏まえた制度見直し・運用改善を進めてきました。

今後も、中小企業の皆様のニーズに応え、更なる利便性の向上を目指すとともに、制度見直しによる持続的な信用補完制度の確立に向けて、積極的に取り組んでいきます。

### 信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめの要旨

- 1 利用者の視点に立った制度見直し、サービス強化
  - (1)経営支援・再生支援に係る金融関連サービスの強化
    - ・経営支援・再生支援の体制整備、再生支援の強化
  - (2)保証制度の多様化・柔軟化のための見直し
    - ・中小企業者の財務内容その他の経営状況に応じた料率体系の構築（料率の弾力化）
    - ・中小企業金融の担い手の多様化
    - ・不動産担保以外の担保の活用、調達手法の多様化
  - (3)保証協会の事務の簡素化・効率化
- 2 金融機関との適切な責任共有による連携強化
  - ・部分保証制度・負担金制度（金融機関が、保証利用額等に応じて一定額の負担金を保証協会に払う制度）の導入
- 3 信用補完制度の持続的な運営基盤の確立
- 4 信用補完制度の運営規律の強化

(注)「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ」の全文については、中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>) に掲載されています。

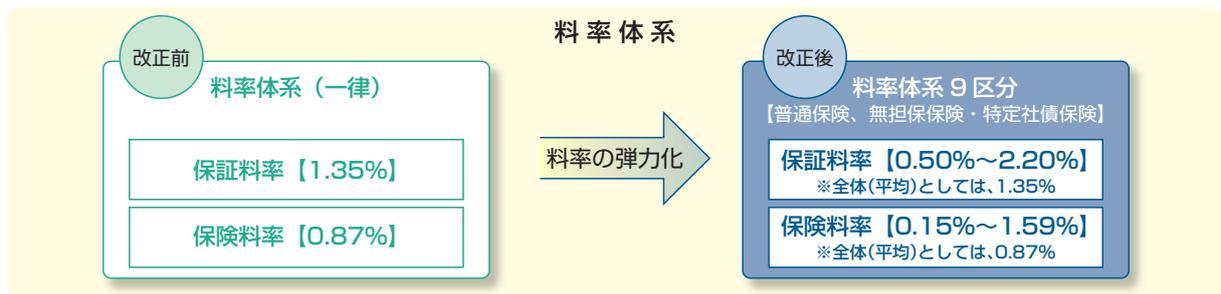
## 信用補完制度の見直しの取組み状況

### ■ 料率の弾力化

平成18年4月から、経営状況の良好な中小企業の皆様に対して適切な料率でご融資を行えるよう、また、より幅広い中小企業の皆様に保証利用の機会を提供

できるよう、CRD<sup>(注)</sup>を活用して財務内容その他の経営状況に応じた料率体系を導入しました。

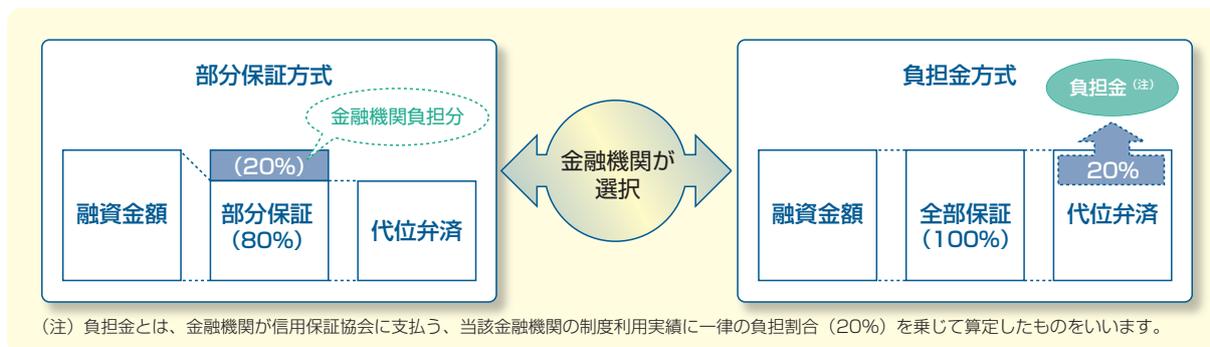
(注) CRDは、有限責任中間法人CRD協会が運営する中小企業に関する日本最大のデータベースです。



### ■ 責任共有制度

平成19年10月から、信用保証協会(8割負担)と金融機関(2割負担)とが適切な責任共有を図り、両者が

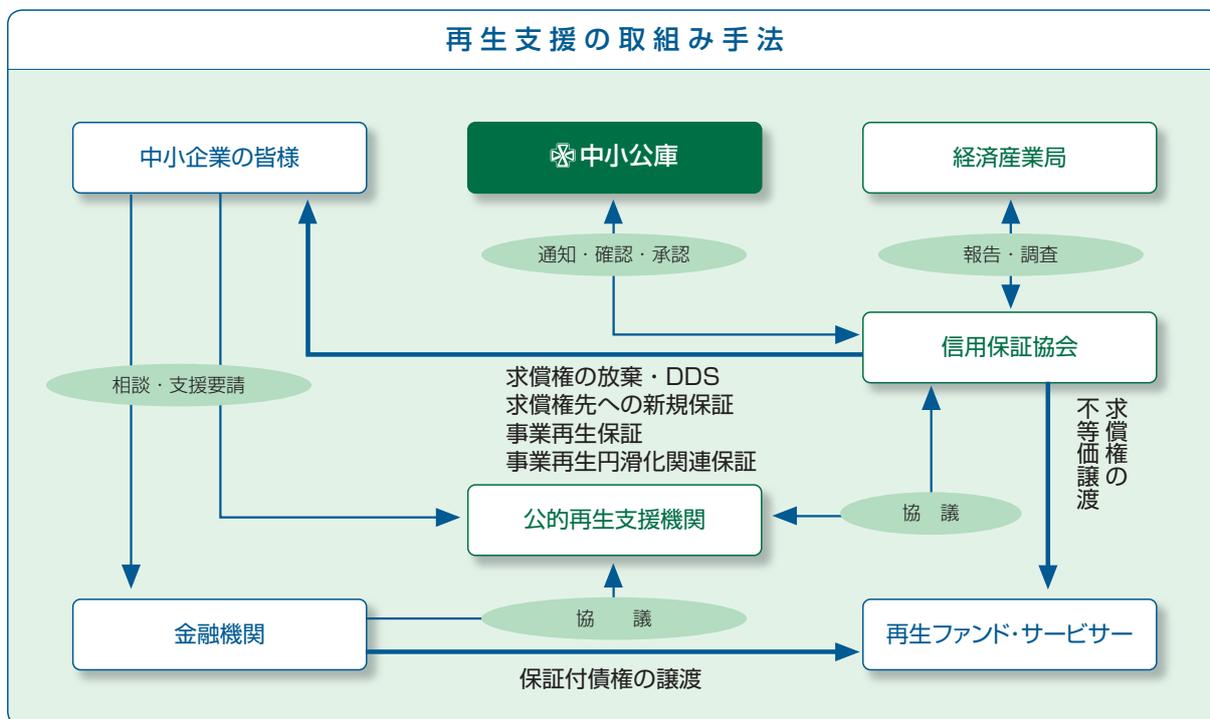
連携して中小企業の皆様にきめ細やかな経営支援や再生支援が行われるよう、責任共有制度を導入しました。



### ■ 再生支援の強化

平成17年8月から順次、金融機関による再生ファンド・サービサーへの保証付債権の譲渡、信用保証協会による求償権の放棄、不等価譲渡、DDS及び求償権先への新規保証を可能にするとともに、平成19年

8月には事業再生保険及び事業再生円滑化関連特例を創設するなど、中小企業の皆様に対する再生支援の取組みをバックアップしています。



### ■ その他の見直し実施状況

- ・対象金融機関について信託会社を追加
- ・売掛金債権担保保険の流動資産担保保険への拡充
- ・第三者保証人の原則非徴求
- ・CLO融資等に係る保証(中小企業者の金融機関からの借入又は社債引受に対する債務の保証であって、当該借入金等について証券化を活用するもの)の部分保証化
- ・特定社債保険の見直し(適債要件の拡充、定時償還の導入等)

# コンサルティング

コンサルティング機能を発揮して  
経営課題の解決を継続的に支援しています。

## フェース・ツー・フェースで経営課題の解決を支援

中小公庫は、融資時だけでなく事後においても、経営者のかたとのフェース・ツー・フェースの対話を通じて個々の企業の経営課題を把握し、お取引先が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行うなど、コンサルティング機能を発揮しています。

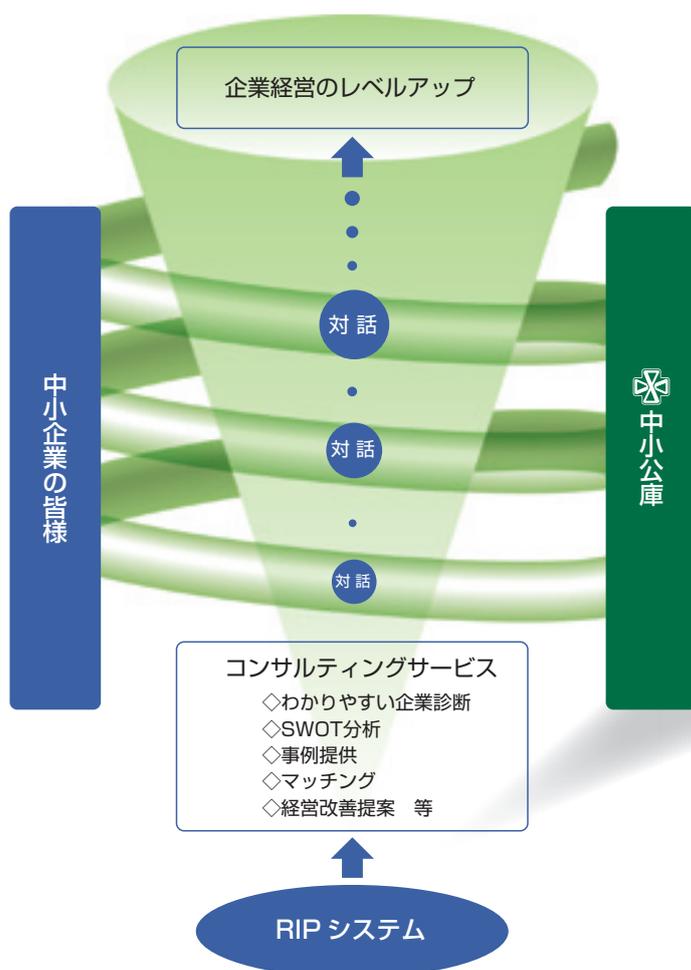
中小公庫では、長年蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約5万社のお取引先の情報をデータベース化した独自のシステム「RIP<sup>(注)</sup>システム」

を構築し、コンサルティングに活用しています。

中小公庫の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば“オーダーメイド”の情報であり、このような「生きた情報」の提供とアドバイスなどを継続して行うほか、目利き能力を活かして、より高度な経営課題の解決を支援するため、コンサルティングのエキスパートの養成にも取り組んでおり、コンサルティング機能の一層の強化に努めています。

(注) RIPとは、お取引先との対話を通じ、信頼関係(Relationship)を深めつつ、お客様と中小公庫の知恵(Intelligence)を活かし、積極的な提案(Proposal)を行うことで、中小企業の皆様の成長発展を支援しようとする中小公庫の姿勢を表現したものです。

### RIPシステムを活用したコンサルティングサービス



### 平成19年度実績

[主要なもの]		(件)
わかりやすい企業診断		25,811
SWOT分析		1,880
事例提供		686
マッチング		1,978
経営改善提案		899

## コンサルティングサービス

中小公庫は、長年蓄積してきた経営に関するノウハウや事例と、全国のお取引先とのネットワークを活かして、経営課題の解決のためのコンサルティングを継続的に行っています。

お取引先の要望や実情に則して、「わかりやすい企

業診断」「SWOT分析」「事例提供」「マッチング」及び「経営改善提案」など各種サービスを組み合わせて提供することにより、経営課題の解決を支援しています。

(注) コンサルティングサービスにあたっては、事前にお取引先の承諾をいただくなど、守秘義務や顧客情報保護に十分留意して取り組んでいます。

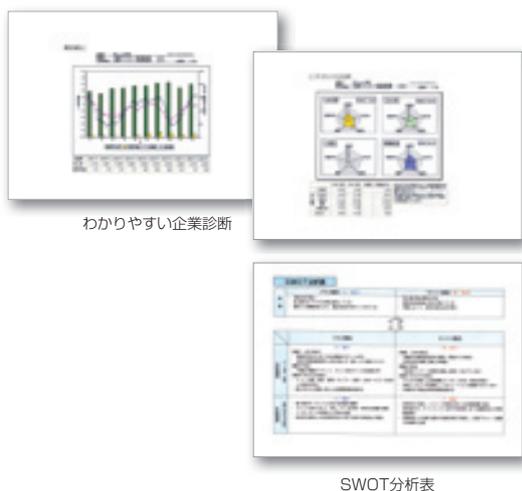
### ■ わかりやすい企業診断・SWOT分析

長年培った財務分析ノウハウを活かした「わかりやすい企業診断」により、個々の企業の決算データと中小公庫のお取引先約5万社のデータに基づく同業者比較や時系列分析を行い、提供しています。

また、「SWOT分析」<sup>(注)</sup>も活用し、企業を取り巻く

状況(外部環境)と企業の強み・弱み(内部環境)の整理・分析のサポートを行っています。

(注) SWOT分析  
企業の持つ「強み」(Strength)と「弱み」(Weakness)、事業を取り巻く「機会」(Opportunity)と「脅威」(Threat)を明確化し、経営戦略の立案に活用していく経営分析手法のことをいいます。



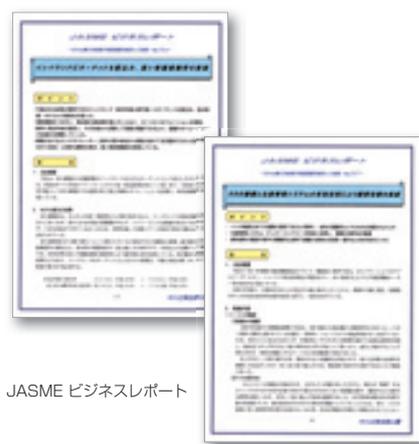
### 事例

装置メーカーのA社は、中小公庫より「わかりやすい企業診断」の提供を受け、同業者平均よりも付加価値率が低く、「外注の内製化」が経営課題であることを認識しました。さらに、中小公庫と「SWOT分析」をベースに対話を繰り返すなかで、「生産ラインの見直し」が必要であることが明確になり、経営計画の策定に役立てることができました。

### ■ 事例提供

お取引先が抱える経営課題に対して、その解決に役立つ事例などの情報をもとに、アドバイスをしています。

事例には、過去に同じ経営課題に直面し、それを克服してきた中小企業ならではの取り組みプロセス等がとりまとめられています。



### 事例

木材卸売業のB社は支払手形が多く、将来の資金繰りについて不安を感じていました。同社では、中小公庫から支払手形削減に成功した他社事例の資料の提供を受け、具体的なアドバイスを得ながら支払手形削減を進めたところ、約1年間で財務体質が大幅に改善されました。また、支払手形削減を契機としてこれまで取引のなかった先から好条件の引き合いが続き、結果として仕入れ単価引き下げによる利益向上も実現することができました。

## ■ マッチング

全国に広がるお取引先と中小公庫の店舗網を活かしたネットワークにより、販売先や仕入先、提携先など

のビジネスパートナーをお探しのかた、店舗、営業所などの不動産をお探しのかたをサポートしています。

### 事 例

地方所在のC社は、環境にやさしい杉の間伐材を利用した建築材料の製造業者で、技術力はあるものの会社設立後日が浅く、拡販を行うには営業力が不足していました。

そこで、全国にネットワークを有する中小公庫に販売先の紹介を依頼したところ、東京の有力工務店と地元大手総合建材商社の2社から引き合いがあり、有力企業2社と取引を開始することができました。

### ビジネス商談会

- ◇多数の異業種企業が一堂に集まる「ビジネス商談会」を全国各地で開催しています。
- ◇個別のマッチングに比べ、より広範囲なビジネスマッチングの機会を提供しています。

#### 全国ビジネス商談会

中小公庫では、平成20年1月28日、パシフィコ横浜にて、全国ビジネス商談会を開催しました。

今回は全国61営業部店のお取引先が一同に会し、沖縄振興開発金融公庫のお取引先6社を含め、全都道府県から合計713社1,593名の参加を得て、初の全国規模での開催となりました。

会場には、平成20年10月に日本政策金融公庫へ統合する国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、国際協力銀行のほか、沖縄振興開発金融公庫の協力を得て、資料コーナーを設けました。また、震災復興支援として、新潟県及び石川県のお取引先旅館等をご紹介するブースを設けました。

当日のアンケートによると、1社あたりの面談社数は平均8.9社、最大40社という結果となり、活気溢れる商談会となりました。また、事後のアンケートによると、60社83件が商談成約、229社414件が商談継続中(有効回答398社)となっています。

参加企業からは、「ビジネスチャンスとしても情報収集の場としても大変有意義であった」などの声が寄せられました。



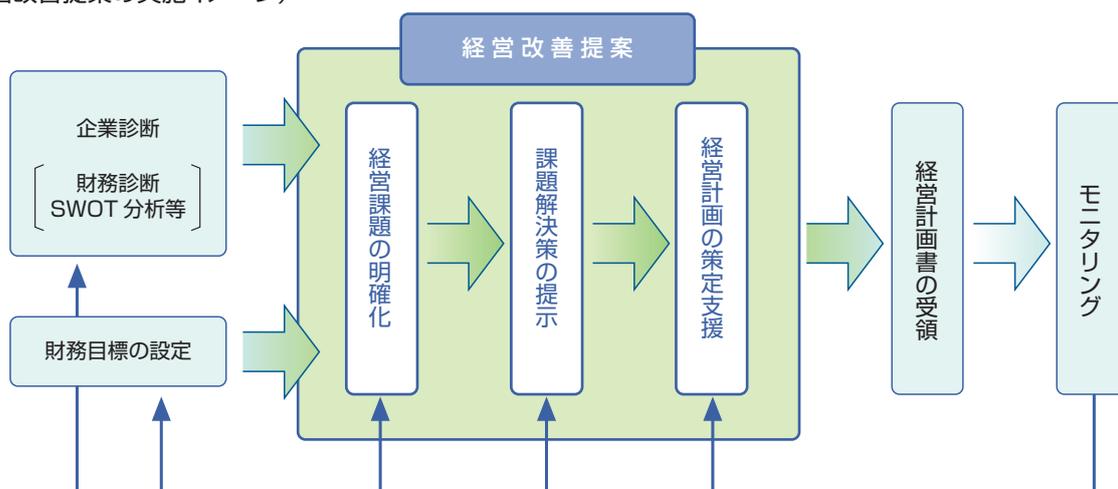
全国ビジネス商談会

## ■ 経営改善提案

中小公庫は、お取引先の経営改善に向けた取組みを積極的に支援しています。具体的には、企業診断等により経営課題を明確化するとともに、経営計画の策定支援や財務目標の達成に向けた経営改善の方向性や具体的手法を提案しています。

特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮しながらも、経営の抜本的な改善や事業の再生に前向きに取り組むお取引先に対しては、重点的なサポート体制を整備しています。

(経営改善提案の実施イメージ)



## 事例

### 【本支店一体となった経営改善支援により業績回復を実現】

中小公庫は、大口取引先の倒産により業績が低迷していた配管用継手製造業者のD社からの要請を受け、本部と支店が一体となってD社の経営改善に向けた支援に取り組みました。財務分析に加えて、工場を訪問し、経営幹部へのヒアリングを実施したところ、業績改善のためには、正確な受注・在庫状況を生産計画へ反映させることによる「ムダの削減」が課題であることが判明しました。そこで公庫からは、生産効率化に向けて「納期・在庫・生産情報の一元化」と「営業と工場との情報共有化」を始めとする具体的な課題解決策を提示し、それらを盛り込んだ経営計画の策定支援を実施しました。

D社ではこの提案を受けて、具体的なアクションプランを含む経営改善計画書を作成し、全社一丸での経営改善の取組みを開始。その結果、製造原価の引き下げに成功し、業績の回復を実現しました。

(提案書のイメージ)



# 国際化への対応

国際化に対応する中小企業の皆様を積極的に支援しています。

## 中小企業の国際化支援

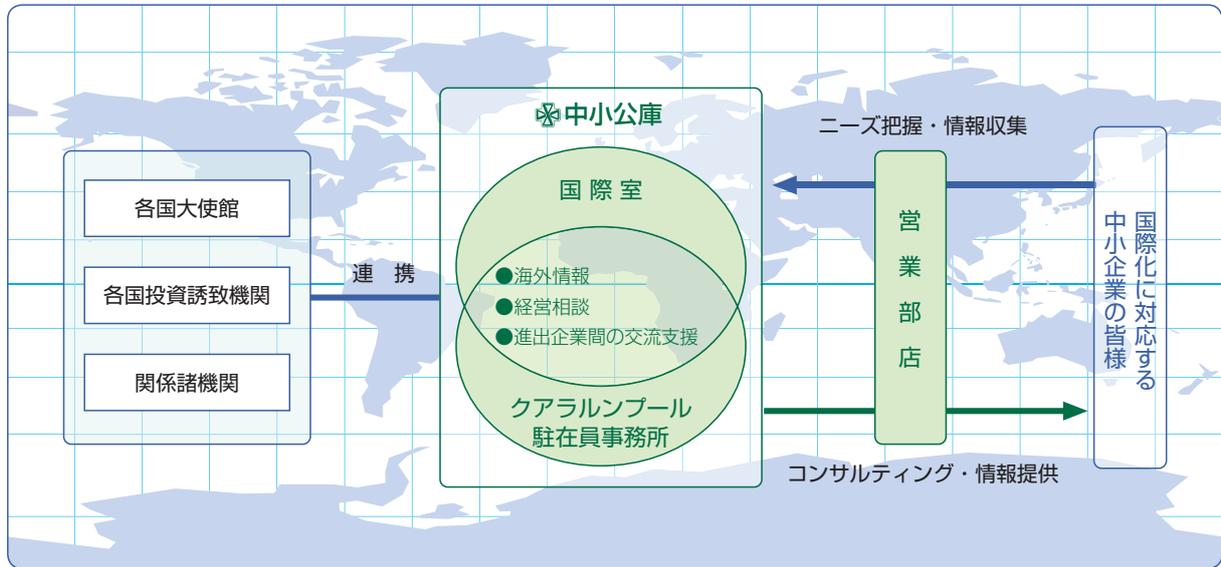
中小公庫は、約4,000社のお取引先現地法人が海外で活躍するなど、中小企業の国際化が進展していることを踏まえ、中小企業の皆様の国際化対応への支援強化を図るため、平成17年4月、国際室を設置しました。

中小公庫では、これまでも国際化に対応する中小企業の皆様に対し、現地情報などをタイムリーに提供してきました。特にアセアン地域においては、マレーシ

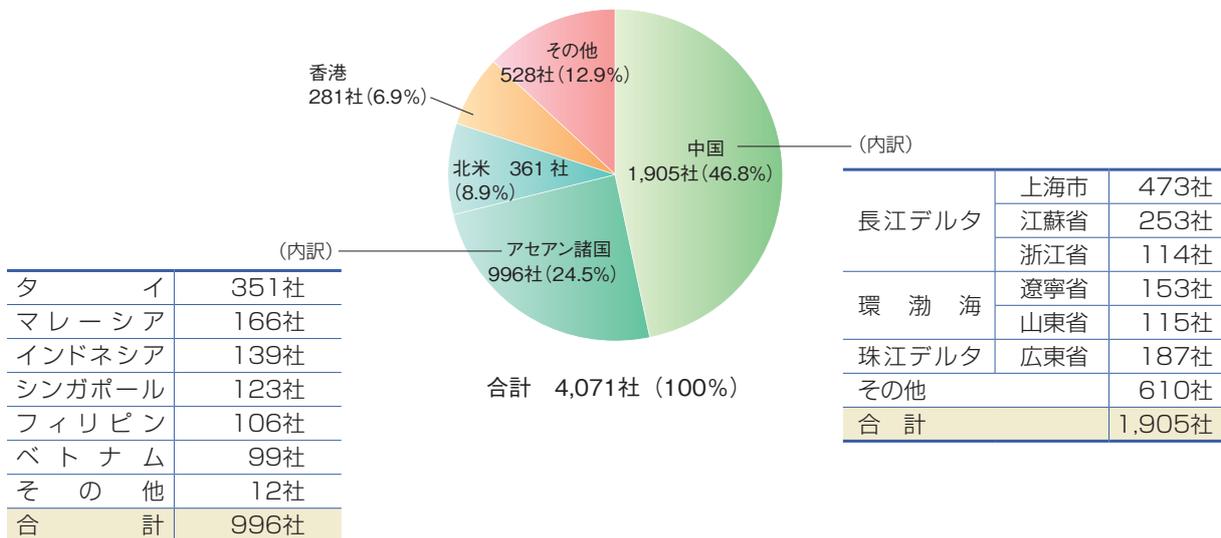
アに設置しているクアラルンプール駐在員事務所を拠点に、同地域で活動する進出日系中小企業の皆様へのサポート等を行っています。

中小公庫は、今後も国内外の関係諸機関と連携し、海外情報の提供や経営相談への対応、進出企業間の交流支援など幅広い分野において、国際化に対応する中小企業の皆様を積極的に支援していきます。

### ■ 中小公庫の国際化支援



### ■ 中小公庫お取引先の海外現地法人企業数 (平成20年3月末)



## 国際化対応へのコンサルティング

中小公庫では、海外で事業を展開するお取引先に対して、日本国内本社及び海外現地法人へ訪問し、

経営課題解決に向けたコンサルティングを行います。

### 事例



中国上海市に現地法人を有するA社は、外資系企業の進出が相次いだことから、現地で優秀な技術者が確保できないという経営課題を抱えていました。中小公庫は、日本本社を訪問し、お取引先の事例を取りまとめた冊子「中国進出日系企業による労務管理の実態」を提供しながら、福利厚生制度を見直すことで離職率改善につながった事例を紹介しました。

また、中小公庫は、後日に現地法人も出張訪問し、新規受注に伴う経営範囲の拡大について外部専門家と連携しながら成功事例や留意点を取りまとめ、情報提供を行いました。

このように、中小公庫が日本本社と海外現地法人に訪問した上で、具体的なニーズに対応したコンサルティングを実施したことに対し、A社経営者からは非常に高い評価を受けました。

## 海外情報の発信

### アセアン・中国実態調査

アセアン地域・中国に進出しているお取引先現地法人の経営実態について、年1回アンケート調査を行っています。中小企業に的を絞った調査としては他に例のないものと評価を得ています。

### 経営情報

お取引先の進出が多いアセアン地域及び中国に関する最近の投資環境や法規制の新設・改廃等、海外進出を視野に入れる中小企業経営者の参考になる海外情報をコンパクトにまとめて紹介しています。



## アセアン地域におけるサポート

### クアラルンプール駐在員事務所

マレーシアのクアラルンプール駐在員事務所は、アセアン地域への投資計画策定のお手伝いや進出後の経営に関する様々なご相談へのアドバイスのほか、中小公庫のネットワークを活かして、お取引先の相談内容に応じて、会計事務所や法律事務所等、各種専門家への橋渡しをする等、アセアン地域で活動する日系中小企業の皆様をサポートしています。

中小公庫は、平成19年9月、タイにおいて会計士を講師としたセミナー及び交流会を実施しました。当日は、タイに進出しているお取引先(日本本社及び現地法人) 73名(58社)が集まり意見交換を行うとともに、現地でのネットワーク化が図られました。

また、平成20年3月には、タイの中小企業向け政策金融機関であるタイ中小企業開発銀行と共同で、食品関連を中心としたお取引先を対象としたビジネス商談会を開催しました。日タイ両国からそれぞれ約20社が参加し、活発な商談が行われました。



タイにおける進出取引先現地法人交流会(左)とビジネス商談会(右)

## 中国におけるサポート

中小公庫は、中国に拠点を有するお取引先の現地法人が1,900社を超え、引き続き増加傾向にあることから、日本からの定期出張に加え、日中経済協会上海事務所にも職員を派遣し、中国に展開する中小企業の皆様への支援の充実を図っています。

平成19年度には、中国へ進出しているお取引先現地法人向けに、経営に関する様々なご相談へのアドバイスのほか、交流支援も開始し、上海など3カ所において計160社、269名の参加を得て、交流会を開催しました。



中国広州取引先現地法人交流会

海外の関係機関との連携

APEC域内中小企業金融機関との連携

中小公庫は、APEC域内の中小企業金融機関との連携を図るため、中国国家開発銀行、タイ中小企業開発銀行、ベトナム工商銀行など域内14金融機関とAPEC MOU<sup>(注)</sup>を締結しており、毎年開催される年次会合に参加し、技術協力や情報交換などを行っています。

(注) アジア太平洋協力会議（APEC）域内の中小企業金融に携わる金融機関間の協力に関する覚書



第4回 APEC MOU年次会合（香港）

ACSIC加盟機関との連携

中小公庫は、韓国信用保証基金、マレーシア信用保証公社、タイ中小企業信用保証公社など16機関が加盟するACSIC（アジア中小企業信用補完制度実施機関連合）に加盟し、毎年開催される会議に参加しており、海外の政府関係機関や金融機関等との連携を積極的に図っています。



第20回 ACSIC会議（インドネシア）

海外からの調査・研修グループ等の受入れ

中小公庫は、外国の政府関係者や金融機関からの調査・研修グループ等を積極的に受け入れ、中小公庫の業務内容や審査手法等の説明を行うなど、海外各国の中小企業に対する金融支援の強化・拡充に向けた取組みに協力しています。

平成19年度においては、アジアを中心にメキシコやナイジェリアなど幅広い地域から、9カ国・117人を受け入れました。

国・地域別の受入人数（平成19年度）

中 国	31人
ベ ト ナ ム	19人
マ レ ー シ ア	19人
タ イ	16人
韓 国	9人
イ ン ド	8人
そ の 他	15人
合 計	117人

# 総合研究所

“中小企業のシンクタンク”として、  
多角的な視点で調査研究活動に取り組んでいます。

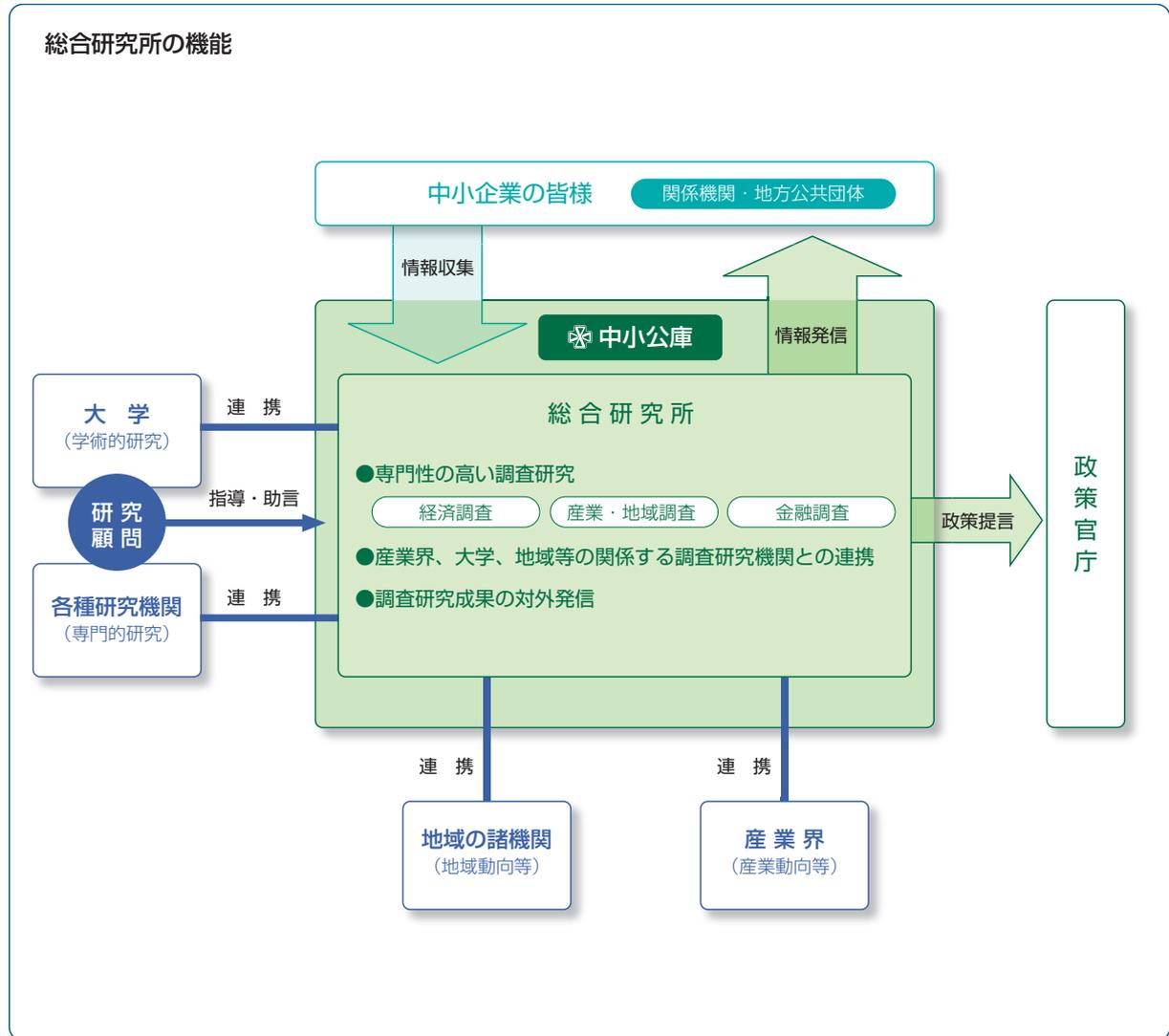
## 総合研究所の役割と特色

中小公庫総合研究所は、経済・産業構造が大きく変化するなかで大学や各種研究機関などと連携し、中小企業経営や政府の政策決定に欠かせない各種の調査研究を行っています。また、大学や各種研究機関との連携の一環として、外部有識者から「研究顧問」の立場で指導・助言を受け、より専門性の高い調査研究活動を行っています。

総合研究所の調査研究成果は、景気動向の把握や、

中・長期的な経済・産業動向の判断材料として、各方面から高い評価を受けています。このほか、欧米・中国など諸外国の産業・金融制度の調査研究を行うとともに、国内においても、地域経済活性化に向けた調査研究などを実施しています。

調査研究成果やそれに基づく政策提言は、マスメディアやホームページなどを通じ、中小企業の皆様をはじめ、広く社会に情報発信しています。



中小企業動向調査

全国のお取引先を対象に、四半期ごとに景況を調査しているもので、中小企業の分野においては、わが国を代表するビジネスサーベイの一つとされています。

中小企業景況調査

中小企業の景況をタイムリーに把握するために、三大都市圏(首都圏、中京圏、近畿圏)のお取引先を対象として毎月行っている調査です。同調査における売上見通しD.I.は、2004年11月から、内閣府の景気動向指数の先行系列に採用されています。

保証先中小企業金融動向調査

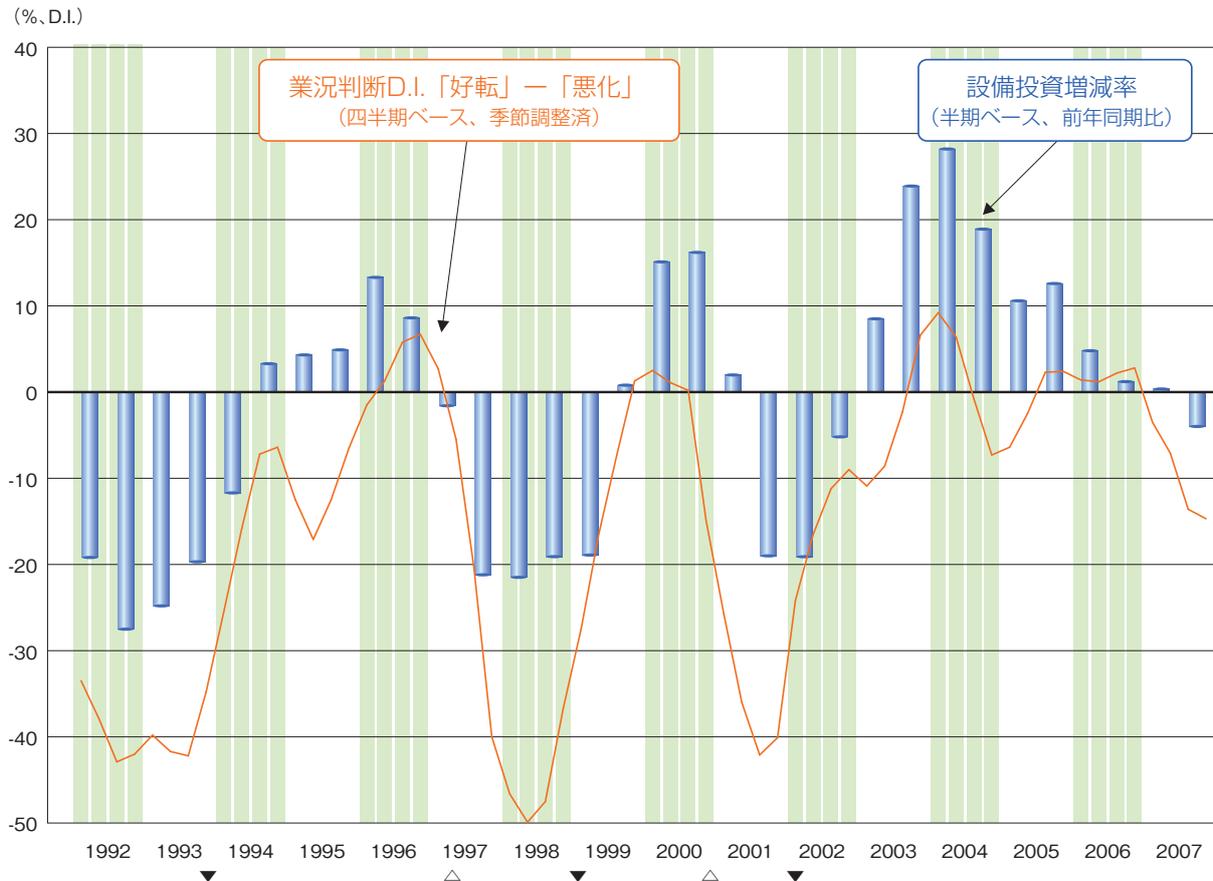
比較的小規模な中小企業(全国9信用保証協会の保証先)を対象に、主として借入の実施状況や保証付借入の動向等を四半期ごとに調査しています。

中小製造業設備投資動向調査

年2回、全国ベースで実施する中小製造業の設備投資計画に関する調査です。

調査対象数はわが国最大の約3万社で、設備投資動向把握に欠かせない調査との評価を得ています。

■ 中小製造業の設備投資増減率と業況判断D.I.の推移



(注) 1. 業況判断D.I.は当公庫「中小企業動向調査」、2008年度は見通し  
2. 「△」は景気の山、「▼」は景気の谷

## 産業・地域調査

経済の国際化、産業構造の変化、技術の高度化などにより、経済・社会の環境が大きく変化するなか、中小企業が直面する経営課題解決のヒントとなる調査

研究、地域活性化に向けた特色ある取組みに関する調査研究などをタイムリーに実施し、広く社会に情報発信しています。

### 調査研究成果

#### ○事業承継を契機とした経営革新

事業承継を契機に後継者が経営革新に取り組んだ中小企業17社の事例分析等を行い、①先代経営者の配慮やサポートによって後継者の経営力の形成が促進されること、②後継者が、開かれた組織経営や自立型社員の育成・活用を特徴とする「後継者特有のリーダーシップ」を発揮していること、③後継者が、社内外の説得、理解、合意形成や社内体制整備を行っていること、などを指摘

#### ○ものづくり基盤の強化と技能承継

技能承継に積極的に取り組む中小製造業者12社の事例分析等を行い、ものづくり基盤の強化のための技能承継のポイントとして、①経営理念やビジョンを共有し、技能承継を企業戦略と一体のものとして位置づけること、②技能承継を人材マネジメントとして位置づけること、③技能承継のしくみを、生産現場を起点とした全社的な経営システムとして構築すること、などを指摘

上記のほか、最近の調査研究成果には、次のようなものがあります。

- 研究開発型企業における中核人材の確保と育成
- 自動車産業における高機能部品のグローバル調達
- 建設機械製造業における中小企業の役割と課題
- 中小企業における若年労働力とベテラン労働力の確保・活用戦略
- 地域産業集積の変容～北上川流域地域を事例として～

## 金融調査

中小企業を取り巻く金融環境が大きく変化するなか、内外の金融情勢や金融制度に関する調査研究などをタイムリーに実施し、中小企業金融の円滑化に向

けた政策提言などに役立てるとともに、広く社会に情報発信しています。

### 国内金融調査

金融機関の窓口からみた中小企業向け貸出、信用保証付貸出等の動向に関する調査

(全国の金融機関約300店舗に対してアンケート調査を実施しています)

### 海外金融調査

諸外国における中小企業向け政策金融の概要 等

## 研究成果発表

総合研究所が行っている各種の調査研究の成果は、催や講演活動などを通じて、広く社会に情報発信して刊行物として公表するだけでなく、シンポジウムの開 います。

### シンポジウム

総合研究所は、平成19年11月に第2回のシンポジウムとして、『中小企業の今日的課題:人材の確保・育成と事業承継』を開催しました。

当日は、安居総裁の挨拶に続き、第一セッション「ものづくり基盤と技能承継」、第二セッション「技術開発と中核人材の育成」、第三セッション「事業承継と経営革新」の順で研究成果発表を行い、各セッションでは、総合研究所職員、学識経験者、実務家による発表に続いて、活発な意見交換や質疑応答が行われました。

#### <研究成果発表テーマ>

##### 「ものづくり基盤と技能承継」

- ① ものづくり基盤の強化と技能承継
- ② ものづくり基盤の国際比較

##### 「技術開発と中核人材の育成」

- ① 研究開発型企業における中核人材の確保と育成
- ② 外国人高度人材のグローバル移動とイノベーション

##### 「事業承継と経営革新」

- ① 事業承継を契機とした経営革新
- ② 小規模企業における事業承継



# 刊行物

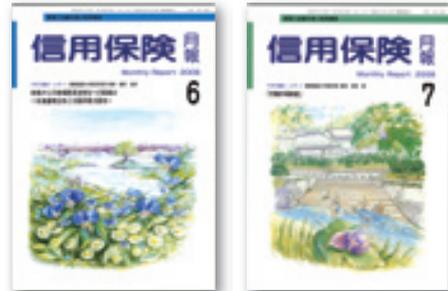
## 中小公庫マンスリー（月刊）

経済・産業レポート、企業訪問レポート、中小公庫の各種調査結果、刊行物情報や融資制度の紹介など、中小企業の皆様の経営に役立つ情報を掲載しています。



## 信用保険月報（月刊）

信用補完制度に関する専門誌として、制度の現状、改正内容、中小公庫の各種調査結果、海外レポートなど、信用補完について幅広く紹介しています。



## 中小公庫だより（季刊）

お取引先中小企業と中小公庫の“ふれあいの場”として、中小公庫からのお知らせや特色ある経営を行っているお取引先の事例、国の中小企業政策の解説などを掲載しています。



## JASME マネジメントシリーズ

経営課題解決の参考となる事例や中小企業経営に関する専門的なテーマなどについてとりまとめた参考資料です。「金融機関と共に取り組む中小企業の経営改善事例集」、「中小小売業のための経営改善のポイント」などを発行しています。



## 中小企業総合研究（年3回程度）

中小企業研究の促進を図り、政策提言に資することを目的とした、多方面な分野の研究者及び総合研究所職員による中小企業研究の成果を発表する総合的な研究誌です。



## 中小公庫レポート（随時）

中小企業の皆様が抱える経営課題や対応策などをタイムリーに調査したレポートです。最近では、「事業承継を契機とした経営革新」「ものづくり基盤の強化と技能承継」などを発行しています。



上記のほか刊行物には、以下のようなものがあります。

- 中小企業動向トピックス（随時）
- 経営情報（随時）

## 適切な業務運営の仕組み (ガバナンス)

外部有識者の意見を反映	57
評議員会／政策評価	
内部管理体制	59
リスク管理体制	
信用リスク管理・信用保険引受リスク管理／ 市場関連リスク管理／流動性リスク管理／ オペレーショナル・リスク管理	
法令遵守の態勢／内部監査態勢／個人情報保護	
情報の公開	67
情報公開／情報発信ツール	

# 外部有識者の意見を反映

外部有識者の意見を業務運営に反映しています。

## 評議員会

中小公庫では、中小企業金融公庫法第16条の2に基づき、平成16年7月、「評議員会」を設置しました。

評議員会は、外部有識者である評議員の方々に中小公庫の業務の運営に関する重要事項を審議いた

き、業務の運営に反映させていくことを目的としています。

なお、透明性向上の観点から、審議内容はホームページで公表しています。

### 評議員会の概要

定員：10人以内

任命：中小企業又は金融に関し学識経験のある者のうちから、主務大臣の認可を受けて、総裁が任命

任期：2年(再任可能)

### 評議員名簿 (五十音順、敬称略)

(会長)	平澤 貞昭	株式会社横浜銀行特別顧問
	井上 裕之	東京商工会議所副会頭
	佐伯 昭雄	全国中小企業団体中央会会長
	下島 敏男	ストラパック株式会社代表取締役社長
	寺島 実郎	財団法人日本総合研究所会長
	南學 政明	東京工業品取引所理事長
	森 一夫	株式会社日本経済新聞社特別編集委員兼論説委員
	横山 洋吉	社団法人全国信用保証協会連合会会長
	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授

### 開催実績 (平成19年度)

第12回 (平成19年7月17日)

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて  
平成18年度行政コスト計算財務書類について  
政策金融の改革と新体制への移行について

第13回 (平成19年10月24日)

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて  
平成18年度の業務に係る政策評価報告書について

第14回 (平成20年2月19日)

審議内容：最近の景況と公庫の取組みについて  
平成20年度予算案と今後の取組みについて



## 政策評価

中小公庫では、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)において「政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する」こととされたことを受け、外部委員で構成する「政策評価のあり方等に係る検討委員会」を設置し、同委員会の意見を踏まえ、平成14年度から前年度の業務に係る政策評価報告書を作成し、対外公表を行っています。

平成18年度の業務に係る政策評価報告書(平成19年10月公表)では、今後の業務運営に資するよう、18年度の業務運営方針、特に重点取組事項への取組みを中心に、評価指標の追加・見直しを行うことにより、内容の一層の充実を図っています。

### 政策評価のあり方等に係る検討委員会

委員 (五十音順、敬称略)

根本 忠宣 中央大学商学部教授  
宮田矢八郎 産業能率大学経営学部教授  
村本 孜 成城大学社会イノベーション学部長  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
副理事長



開催実績 (平成19年度)

第1回 (平成19年5月25日)

議 題: 「平成18年度の業務に係る政策評価報告書」の作成方針について

第2回 (平成19年9月14日)

議 題: 「平成18年度の業務に係る政策評価報告書」(事務局案)について

第3回 (平成19年10月5日)

議 題: 「平成18年度の業務に係る政策評価報告書」について

(注)・平成18年度の業務に係る政策評価報告書(抜粋)はP146～P149をご覧ください。  
・平成18年度の業務に係る政策評価報告書(要約版、全文)は当公庫のホームページに掲載しています。

# 内部管理体制

政策金融機関として適正な業務運営に努めています。

## リスク管理体制

中小公庫では、政策金融機関としての健全性を確保するため、「リスク管理の基本方針」を策定し、中小公庫が管理するリスクの種類及びその内容並びにその所管部を明らかにするとともに、リスク管理を重視する企業風土を醸成するため、リスク管理に対する組織としての基本姿勢と役職員の責務を明らかにしています。

また、リスクを統合的に管理するとともに、リスク状況の変化に機動的に対応するため、統合リスク管理担当役員を設置し、適切なリスク管理に努めています。

### リスク管理の基本方針

(目的)

第1条 この方針は、政策金融機関としての健全性を確保するため、当公庫におけるリスク管理に関する基本的事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この方針における「リスク」とは、当公庫の業務に係る損失の危険をいう。

2 当公庫が管理すべきリスクの種類及びその内容並びにその所管部は、別表のとおりとする。

3 この方針における「リスク管理」とは、当公庫の業務に係るリスクの状況を的確に把握し、リスクに対して必要な措置を講じることをいう。

(リスク管理についての全体方針)

第3条 当公庫は、リスク管理を重視し、各部門においてその考え方が浸透するよう努める。

2 当公庫は、健全な業務運営を行うため、業務に係る各リスクを統合的に管理することとし、そのための体制を整備する。

3 当公庫は、リスク管理手法についての調査・研究を行い、金融業務の多様化、複雑化に対応した適切なリスク管理態勢の整備に努める。

4 役職員は、当公庫の業務に係るリスクを認識し、かつ、リスクの顕在化が当公庫の資産を著しく毀損させる等当公庫に多大なる損失を与えることを十分に認識したうえで、適切な業務遂行に努めなければならない。

(統合リスク管理担当役員)

第4条 当公庫は、業務に係る各リスクを統合的に管理する責任者として、統合リスク管理担当役員を置く。

2 統合リスク管理担当役員は、副総裁とする。

(リスク管理態勢)

第5条 各リスクの所管部は、所管するリスクの的確な把握に努め、定期的に又は必要に応じて随時当該所管部を担当する役員(以下「リスク管理担当役員」という。)あて報告する。

2 各リスク管理担当役員は、前項により報告を受けた内容について、定期的に又は必要に応じて随時統合リスク管理担当役員あて報告する。

第6条 各リスクの所管部は、所管するリスクについて、市場環境の急変等によりリスク状況が大きく変化した場合には、直ちにリスク管理担当役員あて報告する。

2 各リスク管理担当役員は、前項により報告を受けた内容について、直ちに統合リスク管理担当役員あて報告する。

第7条 統合リスク管理担当役員は、各リスク管理担当役員に対し、リスク管理の観点から必要な指示を行う。

第8条 統合リスク管理担当役員は、当公庫のリスク管理の状況を、役員会において、定期的に又は必要に応じて随時報告を行わなければならない。

別表

リスクの種類	リスクの内容	リスク管理の所管部
信用リスク	信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産(オフバランス資産を含む。)の価値が減少ないし消失し、当公庫が損失を被るリスク	信用リスク管理部
信用保険引受リスク	保険事故の発生率及び回収率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当公庫が損失を被るリスク	
市場関連リスク	金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む。)の価値が変動し当公庫が損失を被るリスク	経理部 (ALMに係る管理は総合企画部)
流動性リスク	当公庫の財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること等により当公庫が損失を被るリスク また、市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当公庫が損失を被るリスク	
オペレーショナル・リスク		
事務リスク	役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当公庫が損失を被るリスク	総務部 (業務を所管する部と連携して事務リスク管理の統括を行う)
システムリスク	情報システム等の不備等に伴い当公庫が損失を被るリスク、並びに電磁情報及び情報システム等が不正に利用されることにより当公庫が損失を被るリスク	情報システム部
その他リスク		
法務リスク	顧客等に対する過失による職務上の義務違反又は法令等の遵守違反等により当公庫が損失を被るリスク	総務部
人的リスク	人事運営上の不公平、不公正又は差別的行為等により当公庫が損失を被るリスク	人事部
有形資産リスク	災害その他の事象による有形資産の毀損・損傷等により当公庫が損失を被るリスク	経理部
風評リスク	評判の悪化や風説の流布等から信用が低下すること等により当公庫が損失を被るリスク	総務部

## 1 融資業務における信用リスク管理

## (1) 融資審査の特色

中小公庫は、公平・中立な立場から借入申込企業の実態を把握し、償還の確実性と資金使途の妥当性を検討し、融資などの判断を行っています。

中小公庫では、事業用の長期資金の融資などを専門とすることから、審査にあたっては、今後の事業収益を中心とする長期的返済能力を検討し、償還の確実性について総合的に判断しています。

単に財務諸表を中心とする定量分析にとどまらず、企業の構成要素である「ヒト」「モノ」「カネ」とその組合せである経営の様々な活動について、申込企業の置かれている環境を含めて多面的な実態把握を行うとともに、申込企業の将来性を勘案し総合的な企業力を判断しています。

ベンチャー企業など新規性のある事業分野に対する融資などにあたっては、中小公庫が持つ業界動向や技術評価などのノウハウに加え、外部の専門家、学識経験者などによる「成長新事業育成審査会」を活用し、当該事業の新規性・成長性についての認定を行っています。

なお、審査基準は貸付制度や経済・金融情勢にかかわらず、常に一定の水準が維持されています。

## (2) 融資後のモニタリング及び経営改善支援

融資後も決算書などの提出を受けるほか、定期的な訪問などにより継続的な業況把握に努めています。自己査定 of 債務者区分や必要に応じ提供を受ける経営改善計画書の検討結果などを踏まえ、取引方針を明確にし、適切な事後フォローを実施しています。

また、ご融資先企業の成長発展を支援するため、審査結果をできる限りフィードバックしているほか、経営課題解決のためのコンサルティングに努めています。特に、事業環境の変化などへの対応に苦慮する企業に対しては、経営改善提案書の作成・提供などにより経営の改善や経営計画の策定を支援しています。

## (3) 信用格付

中小公庫では、長年にわたり蓄積された中小企業者との取引データ分析に基づき信用力判定ツールを開発し、従来から審査手続きに活用しています。平成14年度には当該ツール等を信用格付に発展させたほか、平成19年度からはデフォルト判別精度を向上させた新スコアリングモデルに基づく信用格付制度を導入し、信用リスクを適正に評価しています。また、平成17年度から与信ポートフォリオのモニタリングや信用リスクの計量化等を開始し、一層の融資業務の効率化と信用リスク管理の計量化に取り組んでいます。

なお、平成15年度から有限責任中間法人CRD<sup>(注)</sup>協会に参加し、そのデータベースの活用を図っています。

(注) Credit Risk Databaseの略です。

## (4) 自己査定

中小公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の対象ではありませんが、金融機関として一層の健全性及び透明性の確保を図るため、平成13年度から金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した基準を策定し、自己査定を実施しています。

なお、平成19年度からは新しい信用格付制度に基づき債務者区分を行っています。

債務者区分、資産分類ともに営業部店が一次査定を実施し、営業推進部門とは分離された審査部において二次査定を行います。査定結果については、他のセクションから独立した監査部が内部監査を行い、その正確性を検証しています。

自己査定結果を踏まえた貸倒引当金は、行政コスト計算財務書類に反映されています。

## 2 証券化支援業務における信用リスク管理

中小公庫では、平成16年7月から新たに取り組んでいる証券化支援業務についても、長年にわたり蓄積した中小企業者との取引データ分析に基づき開発した独自の信用力判定ツールとCRDなどのスコアリングモデルを活用して審査を行っています。さらに、プール債権全体の信用リスク量をモンテカルロシミュレーションなどの統計的手法によりの確に把握し、信用リスク

に応じた適切なリターンや保証料率の設定を行っています。

買取後または保証後は、償還状況の確認を行うとともに、決算書などの提出を受け、定期的にプール債権の再評価を行い、信用リスクを的確に把握します。また、金融機関として健全性及び透明性の確保を図るために、自己査定を実施しています。

## 3 信用保険業務における信用保険引受リスク管理

中小公庫では、長年蓄積してきた信用保険引受に関するデータを活用し、保険数理に基づく信用保険引受リスクの計量モデルを構築しており、このモデルを

用いた計量結果の検証・分析などを行い、信用保険引受リスクの的確な把握を進めています。

## 4 体制

中小公庫では、自己査定、信用格付などの信用リスク管理を担うセクションとして、平成14年4月、審査部に信用リスク管理課を創設しました。また、平成16年7月に融資・証券化支援、信用保険の3業務体制となったことに伴い、信用リスク管理課と保険リスク管理課からなる信用リスク管理部を創設し、信用リス

ク管理部門の独立性の強化を図っています。

信用リスク管理部は、営業推進部門とは分離されており、相互牽制機能を果たしています。

中小公庫では、こうした体制の整備により、政策金融機関としてより一層の健全性の確保と透明性の向上を図っています。

## 市場関連リスク管理

### 1 金利リスク管理

中小公庫の業務は、国内円金利貸付業務(社債取得を含む)などに限定されることから、有価証券の価格や為替の変動には直接の影響を受けませんが、円金利の変動には影響を受けます。そのため、金利リスクを正確に把握し、適切な資金調達を行っていくことを方針としています。キャッシュフローギャップやデュレーションを活用して、金利リスクの状況を正確に分析

把握するとともに、借入と債券発行を組み合わせるALM上バランスのとれた資金調達を目指しています。

	デュレーション (年)		
	資産	負債	GAP
平成19年度末	3.07	2.69	0.38

### 2 価格変動リスク管理

余裕金の運用は、法令によって限定的に認められている国債、地方債又は政府保証債の保有、財政融資資金への預託、銀行預金を組み合わせ、安全かつ効率的な運用となるように努めています。

なお、平成19年度末の保有有価証券は、ベンチャー支援目的の資金供給としての社債(新株予約権付)等、すべて満期保有目的であり、時価情報開示対象となる有価証券の保有はありません。

### 3 為替リスク管理

外貨建て債券発行に伴い発生する為替リスクは、通貨スワップにより債券発行時にフルヘッジすることを方針としています。スワップに伴うカウンターパーティリ

スクについては、取引相手先ごとのスワップ取引の時価及びリスク相当額、取引相手先の信用状況を定期的に把握することにより、管理を行っています。

#### 金融派生商品(デリバティブ)取引について

中小公庫では、金融派生商品取引について、融資業務における外貨建て債券発行に伴う為替リスクをヘッジする目的に限定して通貨スワップを利用しています。

平成19年度末現在の金融派生商品取引にかかる信用リスク相当額は右表のとおりです。

(単位: 億円)

	契約額(想定元本総額)	信用リスク相当額
金利スワップ	—	—
通貨スワップ	970	270
先物外国為替予約	—	—
その他金融派生商品取引	—	—
ネットティングによる信用リスク削減効果	—	—
合計	970	270

(注) 信用リスク相当額は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に準じて算出しております。

## 流動性リスク管理

### 1 融資業務における流動性リスク管理

①各年度ごとのキャッシュフローギャップが過大にならないよう管理していること、並びに、②財政融資資金借入及び政府保証債による安定的手段を資金調達の柱としていることから、流動性リスクは限定的と考えています。

年度途中における資金繰り調節の手段として、民間

金融機関からの短期借入を適宜行っています。

中小公庫では、流動性リスクが限定的であること及び資金効率向上の観点から、流動性準備としての余裕金は、円滑な業務運営に支障のない範囲で極力圧縮する運営を行っています。

### 2 証券化支援業務における流動性リスク管理

①流動性リスクを極小化する制度設計を行っていること、及び②国からの十分な支援が見込まれることから、流動性リスクは限定的と考えています。

年度途中における資金繰り調節の手段として、民間金融機関からの短期借入を適宜行っています。

### 3 信用保険業務における流動性リスク管理

①国からの十分な支援が見込まれること、及び②資金繰りについては自己資金での対応が可能であること

から、流動性リスクは限定的と考えています。

## オペレーショナル・リスク管理

### 1 事務リスク管理

中小公庫では、マニュアルの整備、事務手続きにおけるチェックの徹底、教育・研修の充実、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めています。

ます。

また、事務リスクを総括的に把握し、管理するために、総務部内に専任担当チームを置いています。

### 2 システムリスク管理

中小公庫では、システムリスクに対して種々の対策を講じてシステムの安全稼働と情報資産の保護に万全を期しています。

セキュリティポリシーとして安全対策方針、安全対策基準などの規定を定めて遵守すべき事項を明確にし、すべてのセクションに配置されたシステムリスク管

理者が、運用状況を厳しく監視しています。

また、リスクを把握し、システム上のセキュリティ対策を徹底・強化することにより、リスクの極小化を図っています。さらに、大規模災害などに備えたバックアップセンターを整備し、被災時訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上に努めています。

### 3 その他リスク

中小公庫では、オペレーショナル・リスクのうち「事務リスク」、「システムリスク」を除いた「その他のリスク」として、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産

リスク」、「風評リスク」を管理の対象とし、その適切な管理に努めています。

## 法令遵守の態勢

中小公庫では、中小企業金融公庫法に基づき監事が業務を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行われるとともに、主務省及び金融庁による検査も受けています。毎年度の決算は国会に提出され承認を受けています。

また、政策金融機関としての社会的責任と公共的使命を踏まえ、法令等の遵守(コンプライアンス)を重要な課題と捉えて、その徹底を図っていくべく、次のような組織的な取組みを行っています。

### 1 コンプライアンス委員会の設置

コンプライアンスに関する事項の審議機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。

### 2 コンプライアンスに関する統括部署

総務部は、コンプライアンスに関する事項を統括する部署として、コンプライアンスに関する基本的事項の企画などを所管し、かつ、関係部と連携しながら、組織内のコンプライアンス体制の構築に取り組んでいます。

### 3 コンプライアンスの周知徹底

中小公庫の役職員が理解すべき、コンプライアンスに関する基本方針、行動規範及び遵守すべき具体的法令等の内容を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、全役職員に配付しています。さらに、集合研修や部門研修等によりコンプライアンスの周知徹底に努めています。

## 内部監査態勢

中小公庫では、業務運営の円滑化や業務目的の達成に資するよう、業務運営全般における内部管理態勢を客観的に評価する部署として、管理部門及び業務部門から独立した監査部を設置しています。

監査部では、営業部店、保険現業部や本店各部に対する内部監査を実施し、法令遵守及びリスク管理などの内部管理態勢の適切性、有効性を検証しています。営業部店及び保険現業部に対しては、単なる事務処理の点検にとどまらず管理態勢の問題点の発見・指摘を行うとともに、必要に応じ本店関係部に対しても対応策検討を提言しています。また、本店各部に対しては、リスク管理上の重要項目や個別の業務内容に着

目して内部監査テーマを選定し、管理態勢に関する問題点の指摘やその改善に向けた提言を行っています。

内部監査の年度計画については、内部監査の基本方針、対象、監査テーマ・重点項目などについて、役員会での審議を経て総裁が決定しています。また、内部監査の結果については総裁に報告するとともに、主要な改善提言やその対応策・方針についても役員会に報告しています。

このように、内部監査が適切かつ効果的に実施されるよう内部監査態勢を整備してきており、政策金融機関としての適正な業務運営の確保と健全性の維持を図っています。

## 個人情報保護

中小公庫は、政策金融機関として、信頼確保の重要性を深く認識しており、保有する個人情報を適切に管理し、その保護に努めることは重要な責務であると考えています。

中小公庫では、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制のも

と、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を策定し、公表しています。

中小公庫は、政策金融機関としての業務及び事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、保有する個人情報の保護に努めていきます。

### 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は、国の中小企業政策にのっとり業務を実施する政策金融機関として、皆様からの信頼確保の重要性を深く認識しています。こうした認識に基づき、皆様の個人情報を適正に管理し、その保護に努めることは、当公庫にとって重要な責務であると考えています。

当公庫では、皆様の個人情報について次のように管理し、皆様の個人情報の保護に努めてまいります。

#### 1. 個人情報の取得について

当公庫は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号、以下「法」といいます。)及び独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(平成16年9月14日付け総務省行政管理局長通知)等の関係法令を遵守し、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得します。

#### 2. 保有個人情報の利用について

当公庫は、業務遂行上必要となる個人情報を取得しますが、これらの個人情報は業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。なお、当公庫が皆様から直接書面で個人情報を取得する際は、あらかじめその利用目的を明示いたします(利用目的は、別添1のとおりです。)。また、当公庫は、業務を円滑に進めるため、業務の一部を委託し、業務委託先に対して、保有個人情報の取扱いを委託することがありますが、この場合、当公庫は、これらの業務委託先との間で取扱いに関する契約の締結をはじめ、必要かつ適切な監督を行います。

#### 3. 保有個人情報の第三者提供について

当公庫は、あらかじめ同意をいただいている場合及び法令で認められている場合を除き、保有個人情報を第三者に提供いたしません。

#### 4. 保有個人情報の管理について

- (1) 当公庫は、保有個人情報の正確性の確保に努めます。また、当公庫は、保有個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。
- (2) 当公庫は、役職員に対し、個人情報の保護及び適正な管理方法についての研修を実施し、日常業務における個人情報の適正な取り扱いを徹底します。
- (3) 当公庫は、個人情報の保護及び管理が適正に行われているかどうかについての監査を実施します。

#### 5. 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止について

当公庫は、皆様が御自身の保有個人情報について、開示、訂正又は利用停止を求めてこられた場合には、法の規定に基づき、適切に対応します(具体的な手続きは、別添2のとおりです。)

#### 6. お問い合わせ又は苦情への対応について

当公庫は、皆様の個人情報保護に関するお問い合わせ又は苦情等のお申出があった場合は、適切かつ迅速に対応するよう努めます。

(別添1、2は略)

# 情報の公開

## 政策金融機関としての説明責任を果たすため、積極的な情報公開に努めています。

### 情報公開

中小公庫は、政策金融機関として業務運営や財務の内容についての透明性を確保し、国民の皆様への説明責任を果たすため、広く情報を公開することが求められています。

中小公庫では、平成14年度に施行された「独立行

政法人等の保有する情報の公開に関する法律」なども踏まえ、積極的に情報公開への対応を図り、公庫の業務や取組みに対し、国民の皆様からの理解と支持を得られるように努めています。

### 情報公開資料(主なもの)

資料の種類	公表場所・方法	公表時期(予定)
財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、財産目録)	・官報にて公告 ・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・各店舗に備え付け	7～8月
附属明細書	・各店舗に備え付け	
決算報告書	・各店舗に備え付け	
監事の意見書 (財務諸表及び決算報告書に係るもの)	・各店舗に備え付け	
業務報告書 (業務内容、業務実績、組織概要、財務内容などを掲載)	・国会に提出 ・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・地方公共団体、経済団体、研究機関などに配布 ・各店舗に備え付け	
行政コスト計算財務書類	・各店舗に備え付け	10～11月
政策評価報告書	・各店舗に備え付け	
ディスクロージャー誌(本誌)	・総務省内の特殊法人資料閲覧室に備え付け ・各店舗に備え付け(ご希望の方に配布しています)	8月
Annual Report	・投資家の方などに配布	9月
ホームページ	・インターネット上に開設	随時内容を更新
「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「同法施行令」に定められた情報提供資料	・各店舗に備え付け	7～8月

(注)・財務諸表、行政コスト計算財務書類(概要)及び政策評価報告書(概要)は、本誌にも掲載しています。

・財務諸表、行政コスト計算財務書類、政策評価報告書、本誌、Annual Report及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」「同法施行令」に定められた情報提供資料は、ホームページにも掲載しています。

・承継前の信用保険業務(旧中小企業総合事業団信用保険部門)の財務諸表、附属明細書、決算報告書、監事の意見書、業務報告書、行政コスト計算財務書類は、各店舗に備え付けています。財務諸表及び行政コスト計算財務書類(概要)は、本誌及びホームページにも掲載しています。

### 情報発信ツール

#### ホームページ(<http://www.jasme.go.jp/>)

インターネット上で、融資制度やコンサルティングサービス、各種定例調査結果や調査レポート、公庫の概要、IR情報など中小公庫に関する様々な情報をご覧ください。本誌も、PDFファイルで掲載しています。



#### 中小公庫HP メール配信サービス

ご希望の方に、各種調査の発表予定やホームページへの掲載状況をEメールでお知らせするサービスを実施しています。

※ホームページ上で、メールアドレスなどを登録してください。